

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年12月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時49分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	17番	今田博文
8番	浪江郁雄	18番	赤松孝一
9番	家城功		

2. 欠席議員（1名）

14番 糸井満雄

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課主幹	藤垣 浩二	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

きのうから大雪警報が出まして大変心配をしておりましたが、思ったほどの大雪ではなくて、非常に安心をしております。昨日は与謝野町の障害者の皆さんとの交流の卓球バレー大会が加悦地域公民館で行われまして、私たち与謝野町議会チームも、前年度の準優勝よりもいい成績をと思って出場いたしましたが、はかなくもゾーンの中で敗退いたしまして、早々に退散をいたしました。選手の皆さん、ご苦労さんでございました。

本日、糸井議員より欠席の届が出ております。また、西原建設課長より欠席の届が参っております。代理として藤垣主幹に出席いただいておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を行います。

5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5番(塩見 晋) おはようございます。

きのうから降り始めた雪が、けさは銀世界でありました。少し早い冬将軍の到来となりました。皆さん、積雪の中での対応、いろいろとご苦労さんであったと思います。

それでは、通告に基づき質問いたします。

まず、最初に与謝野町庁舎統合検討委員会の答申について、質問をいたします。

平成23年12月20日に庁舎統合検討委員会設置要綱が定められました。本年1月31日に第1回委員会が開催され、町長より委員の委嘱と諮問の趣旨説明がなされ、その後、9回の委員会が開催されて11月7日には町長に答申が行われましたことは、皆様、ご存じのことです。第1回の委員会では、諮問の趣旨として、町長は設置の基本事項、6点を示されました。概略を申し上げますと、1番目に総合計画の施策方針に基づき設置をします。2番目に、町は、その結論を尊重します。3番目に検討の基本方針として、財政状況を踏まえ新しい庁舎は建てないことを基本とします。4番目に、町の案については一つのたたき台とし、検討委員会や町民の皆様からのご意見、ご提案を踏まえ、当初案に固執せず、修正や補強なども含め真摯に対応します。5番目に委員の構成については、町の各界を代表する方々に参加をお願いしています。6番目に、委員会はおおむね1年間を期間として議論をしていただくというものであります。

そして、町の将来にとって、どのような庁舎の型が望ましいのか、大所高所から議論をしていただき、総合的な見地から検討の上、委員会としての結論をお願いしたいとも述べられました。

その後、委員会の委嘱経過の説明、今後のスケジュール等が検討されました。設置要綱の一部変更があり、第5条では副委員長を1人から2人に、第6条では議決について出席委員の過半数の賛成から3分の2の賛成に変更されました。2回目からは普通交付税、財政見通し、合併特例債などが議題となりました。その後、順次、委員会を重ねて、まちづくりアンケートの結果、職

員数の今後の推移の見込み、臨時職員の人数と賃金、公共交通関係、合併特例債の期限延長、窓口や各課の受付業務の内容、現在の各庁舎の組織と職員配置、各庁舎の消防団員職員数と職員配置の状況などなど、多岐にわたる課題を議論されてきました。第8回の委員会では、提案された五つの案の意見集約の議論がありました。最後の第9回の委員会では答申案について意見交換がされ、賛成多数で承認をされました。

さて、その答申を次の4点にまとめてみました。1点目は将来にわたって現状のままを望む意見はなく庁舎の統合を図ることには異論がありません。

二つ目に、町から示された総合庁舎を加悦庁舎として早期に統合する案については、賛同する意見が少ないため見直していただきたい。

三つ目に、庁舎の統合を図ることについて審議しましたが、その時期や方法において、意見が多岐にわたり設置要綱に定める3分の2以上の多数によって決することができませんでしたが、取りまとめた意見を参考にいただき、今後も引き続き住民、議会、行政において真剣に議論を継続していただきたい。

四つ目は、野田川庁舎本館は耐用年数が到来しており、早急に閉鎖の方向で対応し、速やかに機構改革を含む課の再配置を行って、安心・安全な庁舎の実現に努力してほしいというようにまとめられると思います。また、委員の意見として総合庁舎方式への移行についてや、支所機能、住民サービスについても多くの意見が述べられています。

それから、3分の2以上の多数によって決することができなかつたため、議論の結果を、委員の意見が反映されるシートでの取りまとめとされ、五つの案で示されています。19人の委員さんが、それぞれに選択をされているものを見てみますと、まず、最初の第1番目の案、町の案、加悦庁舎を総合庁舎として他の2庁舎に窓口サービスを置く、この案については4人の委員さんが選択をされておられます。

二つ目の総合庁舎補完案、一つの総合庁舎とし、おおむね町長部局を集約し、残る2庁舎に教育部局や上下水道部局などを置いて、機能を分散させ、総合庁舎を補完する、この案については3人の委員さんが選択をされておられます。

3番目に、その他の案、現状のままでよいというのは一人の選択もありませんでした。

4番目に、その他の案の中で、現状のままとし、将来的に町の中心地に新庁舎を建設する、これは9人の委員さんが選択されておられます。パーセントでいうと47%ということになります。

5番目に、その他の案で、現状のままとし、職員数等の状況を勘案し、現在の1庁舎で収容可能となった時期に総合庁舎化を図る。この案については3人の委員さんが選択をされておられますと、こういう結果になっております。この答申について、町長の感想と今後の取り組み方、そして、まとめの町の案の庁舎統合は賛同意見が少ないので、見直していただきたい。それと野田川庁舎本館は早急に閉鎖の方向で検討され、速やかに機構改革を含む課の再配置を行うことを望む、この2点。それから、意見シート、五つの案の中で、将来的に町の中心地に新しい総合庁舎を建設するが19人の中の9人の選択と、一番多かったこと、このことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、地域の医院の休診、実体的には廃院というような形なのですが、そのことについてお尋

ねをしたいと思います。岩屋地区に徳山医院という診療所があります。地域のお医者さんとして昭和42年に戦前からお世話になっていた玉井先生から引き継いで今日まで40数年間、区内をはじめ近隣住民の診療を続けてこられました。一時期、区から離れて他所での開院をされる計画もありましたが、区民の熱望と先生のご理解で、今日まで地域医療のお世話になってきておりました。しかし、御年83才のご高齢と、持病の関係で先月11月30日をもって休診をされました。この間、岩屋小学校の校医を昭和42年から平成21年までの42年間にわたって務めていただきました。ほとんどの区民が何らの形でお世話にもなってきました。常日ごろより地域のための診療を続けてこられたことに区民の皆さんも感謝をしてきたわけですが、前述のとおり体力の限界がきたということで、これ以上の無理はお願いできなくなったものであります。

私も休院直前の29日にインフルエンザの予防注射をしてもらいに行きました。その折、お話も伺ってきました。お聞きすると休診される直前まで多くの方が通院されていたようでした。特に近所の老人の方が多く診察を受けておられた様子です。他の医院や病院への紹介状も希望される方には書いていただけたようであります。通院していた方々は今後、ほかの診療所への変更が大きな悩みになっています。その悩みの一番は他地区の病院や診療所へ行くための通院です。移動の手段を持っていない、持っている方はよいのですが、これを持たない方々に、ますます負担がふえてきます。休診になってきょうで10日目となりました。休診前に受け取った薬がなくなり、これから通院していた方々の困難が始まります。

このような中で何とかするためお医者さんや通院のための町の協力が必要になってくると考えられますが、町長の見解がお聞きしたいと思います。

以上、2件についての答弁をお願いし、最初の質問といたします。よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

本当に大雪になるのかなと思いましたが、この程度で終わっております。少しほっとはしておりますが、いよいよ本格的な冬の到来ということで、これ以上、降ってくれないことを望んでおります。

本日は、一般質問の第1番目、塩見議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1番目の与謝野町庁舎統合検討委員会の答申についてお答えいたします。本年1月31日に諮問いたしました与謝野町庁舎統合検討委員会から、去る11月7日に答申を受けました。検討委員会では9回にわたる会議において、庁舎統合について真剣な議論を重ねていただきました。まずもって、この場をおかりいたしまして、村山和生委員長をはじめ19名の委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

検討委員会では、最終的なまとめとして設置要綱に定める3分の2以上の多数による意見集約ができなかったことから、一つに絞った意見に取りまとめることには至らなかったようですが、おおむね先ほど述べられましたように、次のような答申として取りまとめていただいたものとなっております。

一つには、将来にわたって現状のままを望む意見はなく、庁舎の統合を図ることには異論がないこと。

二つには、町がお示しした総合庁舎を加悦庁舎として早期に統合する案については、賛同する意見が少ないため見直していただきたいとされたこと。

三つ目には、庁舎の統合を図ることについて、その時期や方法において意見が多岐にわたり、大勢を占める意見に集約できなかったことから、今後も引き続き、住民、議会、行政において真剣に議論を継続していただきたいとされたこと。

四つ目に、野田川庁舎本館は耐用年数が到来しているため、早急に閉鎖の方向とし、速やかに機構改革を含む課の再配置を行うべきとされたこと。

以上の4点が答申の主な内容であり、加えて意見を五つの案に整理し、委員それぞれが賛同する案を選択され、意見集約がなされております。この中では多くの意見として、当面、分庁舎方式を継続し、将来、しかるべき時期に町の中心地に新総合庁舎を建設するといったご意見や、少数意見として消防、防災体制やサービス水準など、一定の条件をクリアするのであれば、早期に総合庁舎化を図るべきとする意見、また、今後の職員数などの推移を見きわめながら行く行く、現庁舎や周辺施設を有効活用する形で、いずれかの庁舎に統合して総合庁舎化を図るといった意見があるとされております。

また、共通する意見としては、庁舎の改修に多額の経費をかけないこと、現状のサービス水準は維持することが望ましいこと、適正な職員数とすることも含めて、庁舎のあり方を考えるべきであること、野田川庁舎本館は閉鎖の方向とすること、住民感情や融和にも配慮する必要があることなどが上げられ、取りまとめられております。

この答申について、私の感想なり、今後の取り組み方をお尋ねでございますが、基本的に、この答申を尊重し、今後につきましては慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。また、答申にあります野田川庁舎本館は、閉鎖の方向とし、速やかに機構改革を含む課の再配置を行う方向で検討を進めたいと考えております。

その中で当面、分庁舎方式を継続し、将来、しかるべき時期に、町の中心地に新庁舎建設をするといったご意見につきましては、最も多い意見としてあったことを真摯に受けとめさせていただきたいというふうに考えております。したがって、当初に町がお示しした加悦庁舎への早期統合案は見直すべきであるとされましたので、当面、分庁舎方式を継続しながら、今後も引き続き真剣な議論を継続してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2番目、地域の医院の閉鎖について、お答えいたします。

徳山先生の体調不良により医院を11月末で休診されたというお話は、私も伺っております。先生におかれましては昭和42年に医院を開業され、以来45年にわたり献身的に地域医療に従事され、特に野田川地域においては救急医療の未整備の時期から、往診、時間外や夜間診療を積極的に行っていただいております。町に対しましては、学校や保育所の医師として、また、予防接種、健康診査等の事業にも大変お世話になりました。そのご労苦に対し、心から感謝を申し上げます。

そうした中で、このたびの医院の閉鎖に当たり、今後、与謝野町として、どのような対応をしていくのかということだと思いますが、まず、岩屋地区の皆さんが、どのような思いなのか、お考えをまとめていただき、それにより町として、できることはあるのか、ないのかを整理していく必要があるというふうに思います。

近年、与謝野町内では、医療施設もふえ、医療環境が格段に向上しているものの、町内のほかの地域にも医療過疎と言わないまでも、医療機関のない地域もございます。そういった地域の方々は、公共交通等を利用して町内のクリニックに行かれております。

岩屋地域の皆さん、とりわけお年寄りの方には大変ご不便をおかけするはと思いますが、当面はご家族の送迎や町内を運行する公共交通等を利用していただき、最寄りのクリニック等へ足を運んでいただければというふうに思います。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。それではまず、庁舎の検討委員会のほうから先に、もう少し伺いたいと思います。

先ほど、庁舎は、この検討は尊重し、慎重に考えるということをおっしゃっていただきました。最初から、そういう形で町長も委員会の中でおっしゃっていますので、そのことは、そのことで非常に大切なことだと思います。

ただ、庁舎の問題については、非常に住民の利便性にもつながっていくものであります。非常に今、住民がどのように考えているかということとを考慮するということが大切なことだと思います。そういう中で、今回の新しい場所に新しい庁舎をと、中心地に新しい庁舎を建設するという意見が多かった。前回というんですか、合併協議会の中では、どちらかといいますと、行政側や議会主導で、その審議が進められていったと思います。民間の委員さんもおられましたけれども、どちらかという、やっぱり行政主導で進められていきました。そういう中で当初から新しい庁舎は建てないということで、この議論については、ほとんど民間の方が、なかなか口が挟める状況にないところで進んできたと思います。

ところが、今回の検討委員会は、全く議会、それから、行政経験の方もおられますけれども、委員としては全く一住民としての、それから各界の代表という形で出ておられますので、以前、その合併協の審議よりも住民の思いが入った結果ではなかろうかなというふうに、私は理解しております。そういう中で新しい庁舎をとということが出てきたということは、先ほど町長もおっしゃいました住民の融和と、それから利便性と、そういうことを勘案して、やはり落ちつくところが、ここかなというのが、委員さんの大方の考えであったんではなかろうかなというふうに私は想像しているわけですが、このことについて町長はどのように思われますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今のおっしゃるとおりだというふうに思うんですけれども、大勢の町民の皆さんが、この庁舎問題については関心を持っていただき、いろんな場面でご議論をいただきました。なかなか検討委員会をまとめられるのも大変であったろうというふうに思いますが、今の段階で今後、すぐ取り組むべき中身については明確にお示しをいただきました。その一つが総合庁舎にすることについては、どの方もご異論がなかったということ、それから、今後については、先ほどおっしゃったように議会、行政、そして、住民の皆さんと慎重に論議してほしいということ、それから、野田川庁舎の本館については廃止をし、そして、町の機構改革を早急に進めること、こういった点については、今後、町がとるべき方向性をきちんと示していただいたんだろうと思います。そのほかのことにつきましては、いずれの案にしましても3分の2以上、また、半

数以上が確保されておられません。そうした意味では、まだまだ、論議が必要な中身だというふうに思いますし、これはある程度の時間をおいた中で慎重に論議していくべきだろうというふうに思っております。

そうした中で、取り組むべき中身について、町は現時点で一定の合意を得ましたことについて、まずは、それを進めていきたいというふうに考えております

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃいましたように、今、取り組める問題については、そのように取り組んでいって、多くの委員さんの思いに添えていくというのは必要だと思います。今、私が言いました、新しいところに新しいものをというのは、これは非常に大きな問題でして、そう早急に決めてやれる問題ではありませんけれども、町長、言われますように、慎重に慎重にといって、ずっとこのままほっといていい問題ではないと思います。仮に先送りをしてしまうと、どうとも、そのことができなくなってしまう、私は現時点であれば、合併特例債の期限も延びました。それから、この検討委員会の中で、今までなかった補助金の制度というのも町のほうで調べたら何点かあるということも出てきております。そういうことも加味しながらやっていかないと、先になってから考えたのでは遅いと思います。というのは、先にしようと思えば、もう既に今から動いていかなければできないと、こういうふうに思っているわけですが、その点、町長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうお考えもあるでしょうし、いろんな考え方があってというふうに思っております。今現在の、こういう財政的に厳しい状況の中で、そういった意見を出すことすら、どうなのだというふうなご意見もございます。あらゆるいろんなご意見がございますので、やはりそれらは、その1年や2年で結論が出るものではないというふうに思っております。そうした中で、ある程度の方向性を見出していく、そうした中で、まずはやってみる、その中から、また、次のステップが見えてくるのではないかとというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 当然、財政の問題もあると思います。おっしゃいますように、財政的にできないんだと言われてしまえば、なかなかそれを覆すだけの資料を、私は持ち合わせておりませんけれども、町としては、こういう意見が多かったということは、やはり、それでは、そのためにはどのぐらいの財政的な負担が要るのか、そういうことも含めて、今、この答申に添えて説明をする必要があると、私は思っております。

23年5月23日のわーくぱるでの説明では、166人の職員が入る庁舎を国の標準的な基準で計算すると4,127平方メートルの床面積が必要で、その建設費は、この加悦庁舎並みのものを考えると23億円になるというふうに説明会の中では、町長はおっしゃっておられます。だから、実際にですね、これには土地は入ってませんが、そういうことも考えながら、このことは財政的にできないんだからといって、横にはねのけてしまうんではなしに、これも踏まえながら議論の中に入れていただきたいと、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当然、そのように考えております。分庁舎案はなかったわけで、その後の案は全て、それに数が多かったというだけであって、それに決まったわけではないわけですから、残されている四つの案、それらを全て、やはりもう一度、一から考え直していく必要があるかと思っております。その中には、もちろん町のたたき台として出しましたのも、それは早期に統合するべきではないという、そういう考え方もあったと思えますし、それらの案をもう一度、一から考え直すということが必要かというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、その五つのいろいろな集約された案の中にも、それぞれの意見があります。そういうことを加味しながら、その一つ一つの案について、こういうことでできる、こういうことでできないというようなことを具体的に、また、お知らせを願いたいと、検討をしていただきたいというふうに思います。

先ほどもいいましたけども、将来的にというのは、先にほっといたらええということじゃなしに、将来のことは、今、取りかからなければならぬということは、ぜひ、強く町長にお願いをしておきたいと思えます。

それから、2番目の地域の病院の休診についてですが、例えば、先ほどいわれましたように、公共交通を使ってということでありました。そこで例えば、岩屋から石川の診療所に通院しようということで、私は時刻表から、いろいろと検討をしてみました。そこで丹後海陸交通の峰山、与謝の海病院路線定期バスというのがありまして、中郡のほうから岩屋に入って、石川を回って与謝の海病院に行くという、こういうルートで走っております。岩屋には、このバスが日に4回、午前、午後、合わせてですが、入ってきます。ところが、これがなかなか利用がしにくいということです。具体的に与謝野町の診療所に午前中の診察に行こうかなというふうに考えてみますと、岩屋を朝7時54分発のバスに乗っていきます。石川には8時3分に、診療所の前に着くように、時刻表ではなっております。

ところが、診療所の待合室が開くのは、大体8時半ごろというふうに聞いております。今からの季節ですと、寒い外で30分は待って、待合室に入るというような形になります。そこで診察を待って、お薬ももらって帰るという段になるんですが、岩屋を通るバスは、午後1時52分、2時前まで待たなければ乗れません。それが、そのバスによろやく乗って帰るのが2時3分と、こういう状況です。この交通機関だけ利用して行こうと思われるご老人の方や独居の方や、それから昼間独居のお年寄りの方、いわゆる自分で自分の足のない方、足というのか、交通が自分で確保できない方にとっては、こういう状況でしか今、町長がおっしゃった公共交通で利用して行くということではできないわけです。

もう一つ、ひまわりバスですか、それもありますが、これについては1日置きでしたか、石川と四辻の間については乗ることができますが、野田川庁舎ですね、それから先については全く、もう何もつながっていませんので、そこから後は歩いて帰るかというような方法しかありません。そういうことを見まして、なかなか利用しがたいと、それぞれの家族、そういう方の負担に負わなければならないわけですが、それができない方に、じゃあどうしたらいいのかなというふうに思って、そういう相談も受けているんですが、非常に苦慮しているというのが実態であります。このことについて町長、もう一度、どういうふうにお考えか、ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 岩屋に限らず、そうした独居の老人の方で、なおかつ足の確保のない方というのは、町内にも多々あるかというふうに思っております。そうしたことも踏まえ、今こういう状況の中で、それらに対する手だてを考える必要がありますし、また、ご近所の方で助け合いの、そうした中でお世話になるようなことが今後、できれば、それも一つの方法でしょうし、いろんな形で知恵を出して工夫をする必要性が非常に早急に望まれるんだというふうに理解しておりますが、今どうするという、そういう手だてというものにつきましては、今おっしゃいました中で、今後、大変重要な、そうした方々の足の確保というのは重要なことになってくるかというふうに思っております。

それに対して、何らかの手だてというものは今後、早急に考えていく必要があるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 町長がおっしゃいますように、全然、医療機関のない区もあります。そういうところから思えば、先生のご尽力で、きょうまでこういう状態であったということは、本当に恵まれていたんだなということもありますけれども、ただ、それが急になくなるということで、非常に区民の動揺が大きいということ、ぜひ、このことを考慮に入れていただきまして、また、区のほうもいろんな動きがあると思いますが、ぜひ、これはお願いですが、よろしく、いろんな状況に対応したことを考えていただきたいというように思います。

以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） おはようございます。

きしくも同じ岩屋であります塩見議員と2件とも同様の質問になりまして、できるだけダブらないような形で質問をしたいというふうに思っております。

また、町長につきましても、塩見議員と同様の答弁ですというふうにお答えいただいても結構でございますので、できるだけ、私も違う角度から質問も申し上げておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、庁舎統合に向けて、今後の道筋ということで質問をいたしております。9回に及ぶ委員会の開催を経て、庁舎統合検討委員会が町長へ答申をまとめられました。町長は答申を尊重すると、かねてよりおっしゃっておられます。それにつきまして、今後の道筋につきましてお伺いをいたします。

それから、3町の合併協議で本庁が岩滝庁舎、議会は加悦庁舎と決まりました。議員として議会は本庁に、やはり置くべきというふうに、私はかねてより考えております。それは私だけではないと思います。やはり分庁舎方式であっても、議会は本庁にあるべきであろうと、こういうふうに考えております。これにつきまして今後、どういうふうな道筋を考えておられるのかわかりませんが、これについても町長のお考えをお伺いいたします。

現在、岩滝庁舎の元議場におきましては橋立中学校の中学校組合の組合議会が開かれていると

思います。また、今後、宮津与謝環境、これはごみ処理のことについてですが、伊根、与謝野町、宮津市と環境組合が設置されます。これにつきましても、議会が、どこにされるのかわかりませんが、岩滝庁舎であるならば、やはりこの有線放送のKYTのライブ中継ができるようになったらいいなというふうに思います。現在、私はできないというふうに考えております。また、その費用につきましては、どれぐらいかかるのか、それについてお伺いしたいというふうに思います。

2点目に、徳山医院の休診と岩屋の地域医療について、お伺いをいたします。11月30日をもって岩屋で大変、区民、また、地域の方々がお世話になりました徳山先生が11月いっぱいをもって休診に入られました。長い間、岩屋区民だけではなく、私も徳山先生のところで出会ったことがあるわけですが、幾地の方や四辻の方と出会ったことがあります。特に風邪については、私はいつも徳山先生にお世話になっておりました。そういった方々、また、塩見議員もおっしゃっておられましたけれども、地域の、歩いて通っておられる年寄りの方々にとっては、なくてはならない存在であった。あつて当たり前がなくなるという不便さ、寂しさというものがひしひしと感じられるこのごろであるわけでございます。また、徳山先生は京都府医療功労賞、地域医療40年以上たたれたということで、こういった京都府知事さんから表彰をいただいております。

塩見議員の質問にもありましたけれども、玉井先生が徳山先生の前にはお世話になっておりました。私は、この当時、岩屋村であったと、一番小さな自治体として岩屋村であった。そういった公設、そして、民営の医療機関ではあったのであろうというふうに思っております。ある意味、岩屋村挙げて医院を建てて先生に来ていただいたというのが前身であったろうというふうに思います。それこそ石川には国保の医療機関があるわけですが、まだ、当時は国保という病院はつくれなかったのではないかと、そういった中で、こういった形で始まったのではないかと、そういったことを踏まえまして、やはり今、野田川町になり、昭和30年ですか、野田川町になり、また、平成18年には与謝野町が誕生をしたわけでございます。そういった過去の経過を踏まえた中で、今後の地域、岩屋という地域医療のあり方について、どのようにお考えになれるのか、町長にお伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員ご質問の1番目、庁舎統合に向けて、今後の道筋についてお答えいたします。議員もおっしゃっていただきますように、先ほど塩見議員からの質問がございましたが、庁舎統合検討委員会の答申の内容及び、これを受けた町の基本的な考え方につきましては、答弁の中でお答えしたとおりでございます。

庁舎統合に向けた今後の道筋をお尋ねでございますが、町が当初、示しました加悦庁舎に早期に統合する案につきましては、見直すべきとされましたので、答申を尊重し、当面、分庁舎方式を継続しながら慎重に対応していきたいというふうに考えており、まずは答申にもありますように、野田川庁舎本館の閉鎖に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

議員ご指摘の本庁舎に議会を置くべきことのお考えにつきましては、一つのご意見として受けとめさせていただきます。今回の答申を受け、野田川庁舎本館の閉鎖に向けて課の再配置を進めて

いきたいというふうに考えておりますが、当面、現在の分庁舎制を継続していくことといたしますので、本庁舎は引き続き岩滝庁舎に置き、議会は加悦庁舎に置いて活動していただくことが定着しておりますので、引き続き継続していきたいというふうに考えております。

また、岩滝庁舎の3階にあります旧議場を、有線テレビの中継が放送できるようにするための改修費用についてお尋ねでございますが、加悦庁舎の中継機材を移設して有効活用する方法で行いますと、ざっくりとした概算では500万円程度にとどまるようですが、中継機材やネットワークの整備だけではなく、質問席がないため自席で行われていたことや、行政側の座席数や照明関係なども不足すると思われるので、スペースの問題と全体的な議場の改修費、さらには岩滝庁舎には2階に情報センターもございまして、全体の電気容量や停電時のバックアップ機能など、ともすれば庁舎全体の改修整備にも及んでくるのではないかというふうに思われます。こうしたことも含めまして、先ほど申し上げましたように加悦庁舎に議会を置いて活動していただくことが一定の定着をしておりますので、議会の機能の移転は考えておりません。

それと今の岩滝庁舎の議場については、おっしゃったとおり、橋立中学校の議会、あるいは今後、どのようになるかわかりませんが、一部事務組合ごみの組合の議場として、使うのか使わないのか、これまだ、決まっておりますが、そうしたこと、それから、岩滝庁舎には広い場所がございますので、あの議場で入札会を開かせていただいたり、あるいは職員の集会、あるいは朝礼等も、あの議場を使って今、活用させていただいております。当初、議場の椅子も外してというふうなことがございましたけれども、今のまま十分に活用させていただいておりますので、今のところ現在の状況でいいのではないかと、ただ、議場、中学校組合等々の議会の中継ができないといえますか、それについては、ちょっと先ほど申し上げましたような、非常に設備投資にお金がかかるということで、現在は今のままの使用の仕方をしていきたいというふうに思っております。

それから、ご質問の2番目の徳山医院の休診と岩屋の地域医療につきまして、先ほど塩見議員のご質問に答弁をさせていただいたとおりでございます。ただ、おっしゃった、当時の岩屋村の公設民営の医院として始まった、そのことも十分承知をいたしております。ただ、国保の診療所でさえも運営が大変厳しい状況の中で、これ以上、医院をふやすということ、町が公設をしていくということについては、いささか、そういった考え方は持っておりません。ですから、やはり岩屋の中で、どういった方向を進めていくのか、十分ご議論いただいて、そうした中で町ができる、お手伝いできることがあれば、その範囲での協力ということになるかと思っておりますけれども、医師の確保だとか、あるいは町としてでき得ることといえますと、やはり医療器機、機材の整備にかかる、そういう補助制度の仲買をさせていただく程度のことで、町として診療所を建設してということには今の段階では非常に難しいというふうに、ご理解がいただけたらというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 最後のご答弁の、いわゆる町ができるお手伝いですね、お医者さんの問題です。これが、どのような補助制度云々をおっしゃっておられたわけですが、できるお手伝い、いわゆる、それこそお医者さん探しからスタートせんなんわけですわね、それにするにしても、そこからまず、スタートになろうかと、そこでいろんな手だてを考えていくのが先なのか、ある

いは今ある制度、国の制度があり、いろんな制度があろうかと思うんですが、それについて、わかる範囲、お答えいただければというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新たな医師を確保するということにつきましても、町でも今現在、石川の診療所を、これは個々の診療所でも医師の確保というのが非常に困難な状況で、丹後中央病院から医師を派遣していただいている状況でございますし、また、その医師の派遣元の病院におきましても、その調整や、あるいは医師の余剰人員があるわけでもなく、今、診療所に派遣していただいている形で、もう手いっぱいというような状況ですので、なかなか医師を確保することは昔、岩屋の皆さんがされたように、自分たちで見つけてきて、その医師を確保することになるかと思えます。

ただ、法的に、そうした診療所の改造とか改築とかいうことについて、どんな補助があるのか、私自身も、今の段階ではわかりませんし、町の施設であればですけども、そういう状況ではない中では非常に難しいんじゃないかと思っています。

ただ、できる、先ほどちらっと申し上げましたのは、医療機器材等の、そうした補助制度があるという程度のことでありますのを、町が仲買をするというような形で、直接ではございませんので、その程度の協力しかできないのではないかというふうに今、お答えをさせていただく、答弁としては、その程度のことしか申し上げられません。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 質問は終わらせていただきますけれども、いわゆる岩屋村という自治体があったわけ、野田川町という自治体になった。今は与謝野町という、一番小さい自治体が与謝野町になったという経過の中で、やはりそこら辺については担当課も、やはり理事者側も、その辺は心に置いておいて、とめておいていただきたいと、このように思います。私は私なりに、あるいは地域は地域なりに努力はしていかなければならないというふうに思っています。

以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 恐らく石川に国保の診療所ができましたときに、そうしたことの整理は、恐らくされているんだというふうに思っております。ですから、それ以降についての、石川に診療所になった、今度、与謝野町になった中で、また、整理をしてきたといういきさつがございますので、そうした歴史があるということは十分認識をしておりますけれども、そのことと、町が町立ではない以上、その点については、やはり一つの線を引く必要があるというふうに思っております。

3 番（有吉 正） 何ぼ言うてもかみ合いませんので、終わります。

議 長（赤松孝一） これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩をとらせていただきます。

（休憩 午前10時25分）

（再開 午前10時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

冒頭に、太田町長より発言の訂正がございますので、太田町長よりお願いいたします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどの有吉議員のご質問の中で、公設民営ということをおっしゃっておりましてけれども、財産区の持ち物であったようでございます。村ではなしに、ですから、そういう意味では財産区の持ち物ということに今もなっているようでございます。詳しいことにつきましては、もう少しきっちり調べさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） それでは、次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、第48回平成24年12月議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3件について一般質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問に入ります前に、去る11月13日、農業生産法人であります有限会社あつるふあーむの小田浩二社長が農業部門の功労者として黄綬褒章を受章を受けられました。まさに快挙であります。昭和62年、りんごの実るふるさをつくりたいとの夢を持って、同士の方々と当時の転作作物にカウントできないとの厳しい環境の中でスタートされて、以来25年、現在では50ヘクタールの農地で農業経営を営む努力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、今回の褒章の授章に当たって努力をされました太田町長、また、担当課の各位に改めて敬意を表しますとともに、その前々年には、平成22年でもございましたが、農林水産大臣賞も受賞されるなど、国内的にも誇る農業生産会社に育てられました。このことは丹後という厳しい状況、また、非常に小規模という土地にありましても、農業経営ができると、こういったことを立証ができたのではないかと、こういうことで、次の世代への大きな夢になると、このように思っておるところでございます。

それでは、質問に入ります。今年度に入って公共交通にかかわって住民生活に影響のある部門で幾つかの変更がされました。一つにはKTR、200円の乗車システム。二つには丹後海陸交通の大阪行き高速バスの路線変更。三つにはひまわり号のダイヤ改正。ショッピングセンターウィルの送迎システム。5点目には運転免許証の返納制度。このような変更、多くは、まだ、試行段階だと思いますけれども、新しい段階に入ったと思っておりますが、私のところに寄せられる声は、地元ではひまわりバスが廃止になったら困るので、せいぜいみんなで乗ろうと、こういったことをかけ声をかけていただいております。ひまわりバスのないところでは何とかしてほしいと、先ほども塩見議員さんのお話にもございましたが、丹海バスもせいぜい、一日にですね、二、三回ということで、町内の医院へ行くのもままならないと、こういった声は寄せられております。

KTRが安くなっても、そこまで行くのが大変だと、こういう声であります。大阪行き的高速バスにつきましては、本当に不便になったとの声であります。現在、体に不調のある人については、社会福祉協議会に町が委託している移送サービスがございますが、これは大変利用がふえていると、このような実態があるかと思っております。また、運転免許証の返納制度につきましては車が離せないという、この地域の実態から、町がターゲットとした階層からの返納は難しいのではないかと、このように考えております。

これは与謝野町にとどまらず全国的に問題が提起をされて、幾つかのところの資料を見ても、これは利用者が運行時間や停留所等の運行形態に合わせて利用することに限界があるのではないかと、このような考えに至るものであります。

二つには多様化するニーズや利用形態に個別に対応できる利便性の高いシステムの構築が求められてきた。先ほどの町長のお話にもございましたが、そういった時代に入ったのではないかなと、これまでもほかにも、いろいろ意見がございましたが、デマンド型の乗り合い交通システムのスキームを考える必要があるのではないかと、このように至ったわけでございます。町民が生き生きと暮らし続けられる生活基盤の整備が目的であり、交通移動の制約がある人を地域で支え合う新しい公共交通のシステムの検討が必要である。しかも必要とされるサービスは、戸口から戸口までの送迎、低料金での利用、利用者も運転者もお互いが喜び合えること、財政負担をふやさないと、このようなことが考えられると思います。

与謝野町の場合は、現在の年間1,000万円から1,200万円程度が一つの財政のめどになるのではないかなと、このように思っておりますが、全国では非常に斬新な取り組みがされているところもございます。今がベターであっても、高齢者がどんどん増加していく中での取り組みとして、これまでのやり方を見直す段階に来ていると思っておりますが、町長のご所見をお願いいたします。

2点目の質問は、ちりめん街道行動プログラムの実践について、お伺いいたします。

平成23年7月に町、商工会、観光協会、ちりめん街道を守り育てる会の四者で商工会の調査研究委員会の設置要綱のもとに、活性化プログラムということで提言書としてまとめられました。その目標とするところは、当面、観光入り込み客を現在の10倍近い5万人とするとの基本方針が立てられています。今年10月13日に行われました金色蚕糸神祭において町長は23年7月の、このちりめん街道活性化行動プログラムの提言により、町行政の役割につきましても十分認識させていただいていると、こういった祝辞が寄せられておりました。また、去る11月29日にも商工会の安田会長が京都府の産業功労者として知事から表彰されておられますが、このちりめん街道活性化にも大きな役割を果たされていることが評価をされたとの報道であります。このように考えますと、いよいよ、この提言書の役割は大きく、この中で考えてみますと町が果たすべき役割が、主にハード部門ですが、ソフトにも積極的に関与する必要があると考えています。特に町が中心的役割を担うものとして、教育委員会で指導していただいております街道塾の開催があり、最近では京都府立大学の宗田教授の講座もありました。その中ではっきりしてきたことは、観光客の求めに応じて飲食や買い物ができる施設づくりが進まない、これを見に来てくれる人がふえるとは考えられないと、こういうことでございます。

例えば、前回でも、これは教育長に答弁を求めたところですが、久美浜の稲葉本家に対してもはっきりとおくれをとっていることも事実であります。つい最近も商工会主催の講演会がございました。全国の村おこし現場を回られている金丸先生のお話でございました。道の駅を例に全国1,800ある道の駅で、これほどひどいところは少ないと、こういった指摘でございました。その要因は、地元の産品が極端に少ないという指摘でした。このようにはっきりしてきたことは町が積極的に政策誘導と指導をする必要があるということです。文化財建造物に対する考え方も大きく変わりました。提言書にもあるように博物館のような保存では、対象者も単に見るだけなら鑑賞者は絶対にふえないとの指摘であります。それでは、町に、このような取り組みがないかと申しますと、あの提言書には出ておりませんが、例えば、温江の加悦山の家がございませぬ。ここは積極的にインターネットの旅行サイトと提携をすることで、多くの誘客に成功されて

います。特徴は、しかも非常にお客さんの評価が高いことであります。このような状況を踏まえ、町長にお伺いいたしますのは、このちりめん街道を発展させるためには、町として積極的な政策誘導と指導の必要性があると、このように考えておりますけれども、どのように考えられておられますか。

次に、尾藤家につきましても、積極的に町の産品販売の仕組みが必要だと、このように思っておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

それから、観光協会のちりめん街道についてのホームページは、ちりめんとともに生きた町というフレーズでは、何もない場所としてちりめん街道が強調されていますが、PRの仕方についても、いろいろ意見はありますけれども、この何もないところがちりめん街道とのPR方法について、一方では昭和モダンとシルクの里と銘打っていることから見ても、このフレーズでは一体性もなく行ってみようという気持ちが起こらないと、そういうふうに見えるんですが、これにつきましては、町長は、どのようにお考えでございましょうか。

それから、3件目の質問は、職員の不祥事と管理監督者の責任ということで、副町長にお伺いいたします。この議会の初日に専決処分をされた案件について説明を受けました。これについては、報道もされているところで、既に承認された案件ですが、この議論にありましたように一般町民の声や、また、私自身も6月議会で心配はないかと、このような質問もしたこともあります。どうも理解しにくいことで、いま一度、お尋ねをいたします。

私は6月議会で11件もの学校施設で同一業者に仕事が出されていることについて問題があるのではないかとお尋ねをいたしました。副町長の答弁は、議員さんの心配は全く当たりませんと、このような答弁で、しかも指名したことと入札とは別だと、こういったつけ加えもありました。しかし、結果は合併以来、この業者が請け負った仕事の件数は43件、どれだけの設計や耐震診断の仕事があったかは知りませんが、恐らく大半が、この業者に発注をされていたのではないかと思います。通常、指名と入札は、結果は別だとしても、指名から外するのが常識ではないかというように思えてなりません。誰かが、これは問題ではないかという職員があってもいいはずですが。そこでかつてのメンバーであった職員に聞きますと、担当課でもないし、言える雰囲気ではないと、こういうことでございました。これでは担当課から起案されたとおりに指名し、しかも随意契約で多くの仕事を与えている。当事者の責任はあるとしても、組織として管理が十分機能していなかったと、これは言われてもやむを得ないのではないかと、このように思いますし、極端に言えば、このような管理体制が彼を刑事被告人にしたとも言えます。例えば、京都府建築物耐震診断改修計画等判定委員会に出された資料を見ますと、耐震診断実施業者を決める時点で、ルールが引かれていたと、このように思えるわけでございます。なぜ、このようなことが見抜けなかったのでしょうか。あまりにも私は、管理職の責任が、私は責任感が欠如していたのではないかと、このように思います。管理責任は組織を維持するためには大変大事で、ここを曖昧にすると町民に対してはもちろん、職員に対しても、これからの行政運営に大きな影響を与えると考えています。町内では、この処分について、これまでの数件の、いろんな事件を加えながら、あまりにも軽い処分ではないかと、こういった意見が2、3寄せられております。

そこで、副町長にお尋ねをします。一つには指名委員会で入札については指名委員会、あるいは入札案件につきましても副町長が全ての責任を担われていますが、今回のケースについて、反

省をしていただく点があるとすれば、どういうふうにお考えでございましょうか。

それから、先日の専決処分の中で、法に基づくことが強調された点がありました。以前、私は1億円をはるかに超える随意契約についての中で、この業者に建設業法に違反しているところがあることを指摘をいたしました。しかし、反応されたのは町長のみで、直接責任を持つ担当課からも、もちろん副町長からも何の反応もありませんでした。私たちが得られる情報は国の経営審査事項、経審からでございますが、日本の建設業において公共工事の入札に参加する建設業者の企業規模、経営状況の客観的事実を数値化すると思っております、国は、この経営審査事項の公表を何のためにやっているのか、指名委員会ですら経営審査事項も十分見ておられないと、こういうことにショックを受けたわけでございます。このような指名委員会では、委員会があるから会議に諮るといふ姿勢と言われても、特に仕方がないように思いますが、副町長は、どのようにお考えでしょうか。

それから、最後に副町長にですね、町の処分の基準を含めて、今回の処分、全体の処分として、どのようにお考えなのか、この点をお伺いしておきたい。以上で1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、ひまわり号の運行を含め、公共交通体系を抜本的に見直すことが必要ではとのご質問にお答えいたします。

議員のご質問では、鉄道、バスの利用促進や利便性の向上を目的とした施策、商業者による誘客策、また、高齢者等の交通安全にかかわる施策、さらには観光の視点からの課題提起と、さまざまな切り口から公共交通に関するご質問をいただきました。

少子高齢化の進行に伴い一層便利な移動手段の確保と、観光振興策を基盤とした域外からの誘客、移動利便の向上についてご質問をいただいたものというふうに理解しております。本町の公共交通基盤といたしましては、ご存知のとおり丹後地域の大動脈であります北近畿タンゴ鉄道と、広域幹線路線として丹後海陸交通株式会社のバス路線とがあり、いずれも民間事業者により運行されているものでございます。また、丹海バスが運行されていない地区におきましては、町営によりコミュニティバスひまわりを運行させていただいているという状況でございます。好きなときに好きな場所へ移動できる自家用車が圧倒的に普及している現在におきまして、当地域での公共交通の最も重要な視点は、移動手段を持っておられない方に対して、買い物等の日常生活に必要な移動手段を確保することでございます。したがって、議員、ご指摘のとおり高齢化の進行により自家用車の運転がおっくうになられたり、安全面から運転を控えられたりする方の増加が予想され、公共交通の役割が今後ますます重要になることは間違いないというふうに考えております。このため、これまでからさまざまな利用促進を行ってきたところでございますが、公共交通の進むべき道は便利で使いやすい乗り物を大勢の方にご利用いただくということではないかというふうに考えております。

この大勢の中には、観光客も含まれるわけですが、この便利で使いやすい乗り物を大勢の方にご利用いただくための手段を、どのように展開していくかといったとき、その基本は官民の役割分担と官民一体となった公共交通サービスの向上であると考えており、民間で運営されているものは民間でやっていただき、その上で公共交通サービス全体を見渡して、最適で便利な公共交通

体系制度を構築、あるいは運用するため官民共同により、さまざまな施策を展開しているところでございます。

先日、コミュニティバスひまわりの利用者調査を、職員がバスに乗り込んで実施しました。これはもちろん利用者のご意見をお聞きし、利便性の向上に役立てようとするものですが、このほか丹海路線バスにおいては宮津与謝地域での200円バスの検討や日常生活に使いやすいダイヤ、便数の設定、観光客向けの日曜、祝日運行便の検討も進めています。また、KTRにつきましても10月20日から高齢者片道200円レールを2市2町でスタートさせたほか、斬新なデザインを採用した観光型列車の投入や、この車両を活用したサービスやダイヤ改正も予定されています。さらに丹海の高速バスにつきましては、京都線の増便実証運行も計画されるなど、観光客も含めて大勢の方に乗っていただける便利な公共交通に向けて関係者が日々、努力を重ねているところでございまして、引き続き、このような取り組みを支援、または、実行していきたいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いし、住民の皆様には、ぜひ公共交通の積極的なご利用につきまして、よろしく願いが申し上げたいというふうに思います。

次に、2番目のちりめん街道行動プログラムの実践についてお答えいたします。この行動プログラムにつきましては、与謝野町商工会を中心としたちりめん街道活性化調査研究委員会から平成23年8月に提言されたもので、その行動プログラムには町、商工会、観光協会、ちりめん街道を守り育てる会、地元住民がお互いの協働体制のもとで、各団体が主体的にプログラムの項目を取り組むこととなっております。以後、引き続き地元公募による住民も参画されたちりめん街道活性化委員会が設置され、プログラムの実現に向けご尽力をいただいております。

プログラムのソフト事業では各団体によりましてちりめん街道を紹介するホームページの開設や街道内の施設、行事を紹介するパンフレットや絵はがきの作成、また、ひなめぐりや街道市など、年間を通じたイベントの開催、また、商工会青年部の皆様には酒蔵を改修したちりめん茶屋の営業や、町有線テレビでのCM放送作成などの取り組みをいただいております。また、ハード事業につきましては、町を実施主体としていただいておりますが、河川改修の関係などもあり、ちりめん街道に関係します課で協議・検討させておりますが、予算を伴うハード事業が多く、なかなかすぐ実行に移していくことが困難な状況であります。しかしながら、活性化委員会でのご意見をお聞きしながら、また、ちりめん街道に住んでおられます皆様方のご意見も伺いながら順次、行動プログラムの取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、答弁といたします。

議長（赤松孝一） 続きまして、答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問の3番目、職員の不祥事と管理監督者の責任につきまして、私からお答えをいたします。

議員、ご指摘のとおり、このたびの、元教育委員会事務局職員が公募型プロポーザル入札において、加重収賄の罪で、私、この間、議会の中で加重収賄「かじゅうしゅうわい」というふうに申し上げておりましたが、法律的には加重「かちょう」と読むのが正しいようでございますので、訂正をさせていただきます。加重収賄の罪で起訴される不祥事を起こしましたことは、町民の皆様への信頼を大きく失墜させたものと重く受けとめております。そのような中で、今回の

処分につきましては、教育委員会において、起訴された小路元係長を10月26日付で懲戒免職処分に、また、その上司である教育次長を懲戒処分の減給としております。教育委員会事務局トップである教育長につきましては、その管理監督責任を痛感され、給与の一部を返納するとして3カ月の間、給料を10%減額する措置を任命権者である教育委員会において決定をされ、条例の一部改正に至ったものでございます。

さらに町長と私は、今回の事件につきましての道義的責任を明確にさせていただくため、町長は1カ月間の給料を10%減額し、私も同じく1カ月間の給料を5%減額する措置をいたしました。今回の一連の処分につきまして、特に管理監督者の処分が甘いのではないかとのご指摘でございますが、教育長につきましては、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会事務局のトップとして、その管理監督責任を強く感じられ、また、二度と、このような不祥事を起こさない、起こさせないとの決意でもっての給与の一部返納でございます。その量定につきましては、やはり起きました事象によって個別に考慮する必要があると考えておりまして、一律に数値基準を設けることは困難であるというふうに考えております。

その個別の事象を慎重に判断をさせていただきたいと考える中におきまして、今回の量定は十分考慮された結果でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、勢旗議員への、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） どうも答弁いただきました。まず、町長に公共交通の関係につきまして、先ほど来、塩見議員さんのも似たようなお話がございまして、そのお話を総合的に考えておりますと、地域でも何か考える必要があるのではないかなど、例えば、それはNPOになるか、どうかわかりませんが、そういったことを町長はおっしゃっておるのではないかなどというふうに思えたんですが、そういうことではございませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それも一つの方法ではないかと思えます。やはり実際にお一人で独居老人であったり、車がなかったり、あるいは、そういう交通機関が来ない場所については、何らかの手だてを、そういう方が今後、ふえてくるとは思いますが、何らかの手だてが必要であろうなどというふうに考えております。それらも含めて、先ほど、私の言いましたのも地域での、何かそういう支援ができないか、それも一つの方法ですし、そのほかにもデマンドというようなお話も、それもそうでしょうし、今、すぐにとすることはできませんけども、まずは、その公共交通について、我々はバス、あるいはKTRの、そうしたところを行政としては、まずは、そこをしっかりとできる、住民の方たちの意見を入れたような形のものを構築していきたいということで、今、2市2町で、いろいろと検討をしております。それらのプラス、それらの届かないところのケアというのが、今後、必要になってくるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは町長、今の部分は地域でも、そういったことを、これから考えていくということの中で非常に重要な部分でございまして、いろいろと地域の中でも、これから大きなテーマとして、追求をしていかなければならないのではないかなど、このように思っております。

それから、次に、この丹海バスの大阪行きの路線変更について、お伺いいたしますが、現実に

そうだったわけですが、実は、私のところへも2～3の方からお手紙や連絡をいただいた方もございます。こちらのご出身の方で関東圏から月に1～2回、このバスを使って、こちらに見えるという方がございまして、こちらがふるさとなんですけれども、お父さんの療養を見に来られるという方があるんですけれども、この方からお手紙をいただきまして、大阪から、こちらに来るのに非常に、このバスが便利がよかったんですけども、バスが、こういうことになったということで、何とか元に戻せないかと、そんなことはなかなか無理なんですけど、この人のお嬢さんといいますか、娘さんが嫁がれているご主人が総務省にいらっしゃるということで、そこで、総務省に聞いていただきますとですね、例えば、廃止といいますか、路線変更になる前には市町村の意見を必ず聞いているはずなんです。その場合でも代替措置がされているのではないかと、こういうことを総務省では言われたということであって、私どもでありましたんですが、町も聞いてはおったんですがという話をしておったんですけれど、事ほどさように、この反響も大きいものがございます。私は公共交通会議にも、やはりかけておいてほしかったなというふうに思うんですが、再度、町長のお考えといいますか、結果的には9月から路線変更になっているわけですが、一回、お伺いしておきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な中身につきましては、担当課の浪江課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 少し具体的なご質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

丹海バスさんの高速の大阪線でございます。加悦地域から与謝峠越えて大阪方面に向かっておりましたのが、宮津インターから高速に乗って早い時間に大阪に着く、あるいは伊丹空港に乗り入れをするということをお考えになり、既に、その方向で運行がなされております。それに伴いまして、特に加悦地域の方々につきましては、丹海バス本社まで出てきていただく必要が生じたということで、ご迷惑をおかけしているわけでございますけれども、丹後全体から見ますと利便性の高まることという捉え方で、私ども、そのようなこともやむを得ないのではないかとこのように考えております。

そこで今の議員のご質問の中で、総務省の方のお話として公共交通会議に意見を聞く必要があったのではないかとこのようにございまして、私どもも、そのところを法律的に少し調べをさせていただきますと、道路運送法というのがあるということでございまして、また、その施行規則がございまして、基本的には議員がお聞きになっておりますように、地域の意見を聞かなければならないということになっているようございまして、調べていきますと、その例外措置というのがございまして、高速バスにつきましては、休止なり、廃止になりするような場合、あるいは路線を変えるような場合、高速バスについては、そういった規定から例外として意見を問わなくてもいいというような規定があつて、丹海さんも、そのような規定のもとに今回、運用をされたというふうに、私どもは認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私はね、3月の時点で町が聞いていらっしゃったんですから、一遍、お聞きをし

でもよかったのではないかなと、こういうふうに思っておるところでございます。これにつきましては、請願も出ておりますので、これで終わりたいと思っております。

それでは、2点目のちりめん街道の関係で尾藤家につきまして、ちょっとお伺いしておきたいと思っておりますが、実情をいろいろ聞いてみますと、もう少し、ここの利用について規制緩和をですね、規制緩和という言葉が適切かどうかわかりませんが、していただく必要があるのではないかと、こういう声が現場からお聞きするわけですが、このことについてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした中身について、今までお聞きしたことがないので、その辺については、課長のほうもちりめん街道については、多分、重伝建の中に入っておりますので、そうした中での規制だというふうに思いますし、その辺のところについては、もう少し詳しく調べさせていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは担当課も教育委員会も、よくご承知だと私は思っておりますよ。例えば、この提言書の28ページを、提言書は立派なものがあるわけですが、28ページを見ますと、この中にはっきりと久美浜の稲葉本家のことについて書かれておるところがございます、稲葉本家は一步先に行っていますと、旧尾藤家も、この方向を目指してほしいと願っていると、このように記述されていますが、この厳しい、現在、しびりがかかっているというのは、これは重伝建のこともあると思いますけれども、やはりここを発展をさせていくということの中では、それぞれが寄って、そういった、どこに問題があるのかなということが十分、意見交換されないと、私は先に行かないのではないかなと思っております、教育委員会のほうで現状と問題点がありましたら、町長からご指名いただいて答弁がいただけたらありがたいですけれども。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 課長のほうから答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） そしたら、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思いますが、この件につきましては、議員もご承知のことと思いますけども、教育委員会の立場としましては重伝建施設の核施設として、いろんなイベントは取り組まさせていただいております。ひな祭りですとか、それから、この間、ちりめん街道祭りの中では生け花ですとか、そういったものの小さなイベントを取り組まさせていただきますことによりまして、いろいろと、あそこを活用した、観光には直接つながっているとは思いませんけれども、文化の振興というんですか、そういったものの施設として、いろいろと活用させていただいておるというふうに思います。

そうした施設の趣旨がありますので、なかなか教育委員会としまして、商業というんですか、そちらへの力点を置くということとはなかなか難しいかなというように思っておりますが、今後の課題であることは、確かに提言書の中でもうたわれておりますので、十分に協議をする中で、進めていきたいというように思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これはずっと以前から、それぞれが意見を出されていたことだと、こう思います

が、私は教育委員会も入って、また、行政も入って、こういったものがつくられて、このとおり大体、これを指針としてやるんだと、こういうことですから、やはりしっかりと連携をとりながら、ぜひやっぱり地元が喜んでもらえるなという方向で、人に来ていただいて、そういう方向で、ひとつできるようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、町長、先ほど、私、ホームページのことを申しました。確かに実情は何もないところという書き方を、私は、それはそれで実情をあらわしているとも思うんですが、やはりもう少し全体、人が見てみようかなというホームページをつくっていただかんとですね、例えば、町長が書き込みをされているホームページがございますが、これ今はちょっと休みかどうかわかりませんが、これはやっぱり関心を持っているから人を見るんですね。これ全く人が見ない、反響がないというのは、関心がないと思うんですよ。ひとつそういう指導を、私は行政の側がしっかりとしていく必要があると思うんですが、そここのところは町長、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） このホームページの作成につきましても、このちりめん街道活性化調査研究委員会が設置されまして、それから委員会が8回、開かれ、また、ホームページ作成小委員会でも4回、こうしたことをされておまして、それらを受けて町のほうへ提言をいただいたということでございます。

そうした中で、適切ではない、どういったらいいのか、もう少し魅力のある打ち出し方ができるような工夫が必要ではないかというご指摘ではないかと思っておりますので、それらにつきましては、やはり今も活性化委員会も、これ12月現在まででも4回、開催されておりますので、そうした中で委員の皆さん方にも見ていただく、そうした中でのご意見をいただいていくような形がとれたらなというふうに思っておりますので、皆さん方の、そうしたアイデア、あるいはご指摘、積極的に受けたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私、この山の家ホームページを見ておまして、そして、また、山を家の現在の誘客の状況を見ておますと、私は、やはりやり方で、今これだけの武器を使うか、使わないかによってね、非常にやはり変わってくるなというふうに思っておりますのと、先ほども申しましたが、その結果として、結果が、しかも、あるこの旅行サイトはですね、皆それぞれが5点満点で点数をつけていらっしゃるんですが、山の家ですね、今、4.3ぐらいの数字が出ておる。それで、この旅行サイト全体では3.7幾らだというふうに聞いておりますので、非常に私は施設が古かっても、あるいは施設の多少の不便なところがあっても、そのサービスの度合いによって、そういった数字が出されてくるんだなと思っております、ぜひ、このちりめん街道につきましても、これは行政が積極的に指導をして、多くの方に見ていただける、あるいは来てもらえるようなものにしてほしいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、最後に副町長にお尋ねをしたいと思っております。先ほど、副町長のほうから答弁をいただきまして、起きた事象によって処分が異なったり、あるいは個別の事象によって、それはいろいろあるというお話をいただきました。

それで、この専決処分のときにも、いわゆる法の枠の中でしか、法に示されていることしか処分ができないと、こういうことだった。これは当然だと思うんですが、私は平成22年に臨時職

員を懲戒解雇をされたという案件から見ますと、非常に私は、この関係はちょっといかがなものかなと、このように思えるわけでございます。いろいろ意見や事実関係はあろうと思えますけれども、例えば、9月議会で、野田川の不燃物処理場の関係で、現在、加悦に運ばれる、それを何とか現在、保健所と手続で、いろいろやっつけていってやるということで、もうあしたにでもできるかなと思っております。まだ、運ばれていますね、奥滝に。そういうことから見ても、こんなわずかなことで、事が懲戒免職になるような一つのことでは、私は今の、この処分を見てもおかしいのではないかとこのように思えてくるんです。

それで、それはそれとして、全て済んだことではございますが、十分一つの基準をつくっていただいて、しかし、この場合は臨時職員でも、こういうことに当てはまるんですよということにさせていただかないと、何か私はですね、片手落ち、しかも臨時職員の場合は、全く申し立てができませんから、副町長でも懲戒処分の審査委員会に申し立てができますけれども、できないと、こういう事実もありますので、今後、そういった部分についても十分検討をいただきたいと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 職員の懲戒処分に関するご質問でございます。管理監督者という言葉をよく使われるんですけども、今回の場合に申し上げますと、一般職の職員を懲戒処分で減給にいたしております。それから、特別職であります教育長、それから、町長、私ということで、処分を行ったわけですが、まず、一般職員につきましては、与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針というものを設けております。その中で個別、具体の例で、こういった場合には、こういった処分、それから、複数の問題があった場合には、それをまた、一層重たくするといったような基準を設けております。その指針に従って判断をしたところでございます。

それから、教育長につきましては、せんだってもしましたが、教育長のほうから一定の処分をというお話がございまして、町長や私も一緒に入って教育委員会に案として提案する内容を相談をさせていただきました。その判断基準は、もちろん教育長の場合には法律の規定によりまして、一般職の職員と同様に懲戒処分の対象ではあるわけですが、今回の教育長の処分につきましては、近年の全国のいろんな事例を寸借して、そして、今回の事案の内容を検討してきた結果、そういった量定で案としてはいいだろうということにしたわけでありまして、その結果をもって、最終的には任命権者であります教育委員会で決定をされたということでございます。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（赤松孝一） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、1 2 番、多田正成議員の一般質問を許します。

1 2 番、多田正成議員。

1 2 番（多田正成） ただいま議長のお許しをいただきましたので通告に基づき1 2月定例会の一般質問をさせていただきます。

さて、月日のたつのは本当に早いもので、ことしも残り少なくなってまいりました。何かとお忙しい毎日だと思えますが、皆さんとともに元気で年末を乗り切り、また、新たな気持ちで新年を迎えたいと考えております。

さて、我が国は依然として円高、デフレ経済から抜け出せず、企業収益の上まらない経済状況

であります。当地域も織物にかわる新たな産業も見出せずに、既存産業も大変厳しい環境であります。しかし、どのような厳しい環境であろうとも先人たちが築き上げてこられたように、何としても地域の活力を取り戻し、経済の活性化を図らなければなりません。当町は過去5年間、公共事業として情報化の推進、福祉介護の推進、小・中学校の耐震化、水道、下水の整備、住宅改修事業など大変大きな事業に取り組んでいただき、地域経済の活力にもつながり、暮らしの環境整備に力を入れていただきました。また、産業、商業振興につきましては、4年前に観光振興ビジョン、22年度には産業振興ビジョン、23年度は中小企業振興基本条例も掲げられ、活性化への条件はそろえられました。ご存じのように当町は京都府下でも一番所得の低い町とされています。何としても地域経済の向上の図れる施策の取り組みを願うものであります。

当然、司法、あるいは地域の活性化や経済活力を出すのは我々住民一人一人の力であり、自助努力が不可欠であることは言うまでもなく承知をしておりますが、しかし、時代の流れが町の産業、商業にも影響し、経済や暮らしの環境も変わってまいります。その環境の変化をどう捉え、どう対応していくかは、まさしく政治であり、自治体でいえば町の施策力ではないかと考えております。

次なる活力、あるいは経済発展の戦略をどう打っていくかではありますが、新たな産業も興せない、雇用も生まれず、ビジネスチャンスもつかめない町では当然、若い方々が、この町に残れません。その結果が少子高齢化を加速させ、当地域の活力も失わせてしまいかねないのであります。いよいよ平成25年度の事業、予算編成の時期であります。地方財源も厳しく行政、民間ともどもに、ますます厳しい環境となってまいります。厳しい環境だけに、効果ある施策や事業の展開が望まれ、なお私たちは自力社会の図れるまちづくりを目指さなければなりません。幸いにも少し期待が持てるのは、京都府では日本海側拠点港、舞鶴港、国際フェリーの開港により韓国浦項港、中国太奏港への取り組み、また、当地域へのアクセス道路として平成26年度に京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道の完成と、今年度は京都沓掛から大山崎間が完成いたします。

京阪神はもとより北陸、滋賀方面の移動が便利になり、今後は内外問わず物流、観光客と流れの拡充が図られ府北部への経済活性化が期待されるところであります。ある意味、丹後の幕あけではないかと期待しておりますが、そういった当地域への環境の変化を目前にビジネスチャンスとして捉え、当町の観光資源が生かせないかと考えますが、しかし、以前にも何度となく言いましたが、当町は独自の観光資源を持ちながら各集落に点在しており、一つの城下町のように散策観光街の拠点づくりが難しく、また、当町には多くの人の集まる壮大な自然観光の拠点もありません。どちらかといえば観光には不向きであります。しかし、地場産業や商業が衰退し、新たな産業も見出せず、また、既存の産業も商業も厳しい中で、地域経済の発展を考えるなら、今、当町で取り組めることといえば観光戦略による人口増が商業、産業への波及効果を引き出し、一つの戦略ではないかと思えます。

観光だけが全てではありませんが、当町の観光資源が本当に地域の経済の振興に生かせるなら、もっと力強く取り組む必要があると思えますが、町長は、どのようにお考えでしょうか。行政の観光への考え方を現在のまま推進されるなら、幾ら繰り返されても何の地域経済の向上に向えていないように思います。大切なことは当町の観光に対する考え方が観光ビジネスとして経済振興とされるのか、単なる町民の交流の場とされるのか、よくわかりません。私たちの願う観光とは、

産業、商業が日常の仕事につながり、地域経済の向上と、それに付随する波及効果の出せるまちづくりのことを望んでおります。

さて、いろいろ失礼な言い方で申し上げましたが、今後の観光振興のために町長のお考えをお尋ねいたします。

まず、1点目の舞鶴港を拠点に府北部の取り組みを、町長はどのように捉えておられるのか。また、高速自動車道の完成としても、当然、人の流れが活発化すると考えられますが、当町へ誘客するには受入体制が必要です。町長は、どのように捉えておられるのか、お尋ねいたします。人口増の捉え方、観光への進め方の問題であります。

次の二つ目は、当町の観光振興を図るには、法人化を設立し、取り組まないと本来の観光振興に取り組めないと思いますが、法人化の体制づくりをどのように思われるのか、お尋ねいたします。専門組織、あるいは事業経営のあり方であります。

三つ目ですが、観光振興による人口増をビジネスチャンスと捉え、まちづくりやインフラ整備、観光への方向性など、行政施策が重要であると思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。要するに人の集まる拠点、商業施設ほかであります。

次に、2点目の4年後の椿サミットを迎える準備をお尋ねいたします。さて、当町は4年後に全国椿サミットを開催されることになっております。滝区の皆さんの愛情と努力によって守られ、育てられてきた千年ツバキは、さすが千年と言われるだけの見事な風貌を持つツバキであります。当然、観光の資源と、題材としても恥ずかしくない樹齢となっています。また、そのことによって地域の方々の活性化が図られ、当町として全国椿サミットが開催できるまでに至りました。また、当町が合併し、町のシンボル、町の木として位置づけられ、観光振興ビジョンに掲げられているように美心与謝野、偶然かもわかりませんが、まさしく椿サミットにふさわしいイメージで、当町の与謝野文学、ちりめん、歴史・文化・伝統技術を全国に知っていただく絶好のチャンスであります。

せっかく来ていただいたお客様に失望させないように、さすがちりめんとツバキの町だと感動していただけるようなまちづくりをしていただき、後世にもツバキが観光の名所として生かされる、今後の観光振興の礎になるよう取り組んでいただきたいと思います。

今から1年、1年、具体的に取り組んでいただければ、ツバキの町も夢ではないかと思いますが、サミットの準備に向けて、町長はどのような構想と準備を考えておられるのか、お尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員ご質問の1番目、産業、商業の活性化は観光振興にあり、当町の取り組みを問うの1点目、舞鶴港を拠点に府北部の観光振興の取り組みを当町はどのように捉えておられるのかについてお答えいたします。

ご存じのとおり、昨年11月に日本海側の拠点港として京都府舞鶴港が選定され、同時期に京都府、舞鶴市、近郊市町や港湾関係機関、経済団体などで構成する京都舞鶴港クルーズ誘致協議会が設立されました。この協議会は、舞鶴港を中心とした関西地域の諸都市、観光地、港湾の有機的な連携促進を図り、旅客船誘致や観光振興並びに観光産業の活性化を推進するとともに、効

率的で効果的なクルーズ振興を図り、港のにぎわいやイメージアップなど、地域振興に寄与することを目的として設立されたものでございます。

本年10月には、クルーズ客船「飛鳥Ⅱ」が6年連続、8回目となる舞鶴港寄港が実現しましたが、その陰には、丹後広域観光キャンペーン協議会などと連携し、スタンプラリーの実施や船内での観光パンフレットなどによる観光のPRの取り組みを行ってまいりました。

また、来年5月と7月には、舞鶴港初の外国クルーズ客船、アメリカの「サン・プリンセス号」（乗客2,000人級）が寄港することとなっており、舞鶴市を中心に京都府北部、福井県嶺南地方の自治体でおもてなしに取り組むことを意思確認し、今後、具体的な取り組みを進めていくこととなっており、当町といたしましても、積極的な観光PRを実施してまいりたいというふうに考えております。

2点目の当町の観光振興には法人化、あるいは公社化で取り組まないと、本来の振興につながらないが、どのように考えておられるのかについてですが、国が推進しております着地型観光の考えでは、観光業を営んでいる方だけではなく、その地で生活している人、全てが観光にかかわっていくこととされております。

定住人口が減ることで地域に落ちるお金が減り、商工業が活性化せず、市町村の税収も減るといふ負の連鎖が起こるため交流人口、つまり観光客をふやし、地域に落ちるお金をふやそうという考え方であります。近年は、昔ながらの名所や旧跡をめぐるだけの旅行や、大型バスを使った団体での物見遊山の観光でなく、インターネットなどの普及により、自分で行きたいところの情報を集め、楽しみたいことを選び、少人数や個人で出かける旅行形態に移行しております。そして、地域に住む人々との交流や、その土地の歴史・文化を知りたい人、農業や地場産業などの体験を望んでおられる人など、日本各地の、それぞれの歴史や風土の違い、その土地ならではの暮らし方を知りたいという観光客がふえてきており、今後においては観光業の方以外の一般の方も巻き込んだ観光振興が必要だというふうに考えております。

そこで、本町の観光振興のキーマンとなる与謝野町観光協会では、今年度の事業として、観光振興ビジョンの具現化のため、与謝野文学の散策ルートの策定と整備、体験型観光の充実、与謝野自然風景10選の選定の三つの取り組みを柱として事業を進めておられます。

しかしながら、近隣市町に比べ、おくれをとっている状況の中、今後は人的協力も含めた組織強化を推し進め、近隣市町の観光協会の状況も確認しながら、法人化等につきましても検討していきたいというふうに考えております。

3点目の観光振興による人口増、ビジネスチャンスの生まれるまちづくり施策やインフラ整備、あるいは方向性など行政の役割だと思いますが、どのように考えておられるのかについてですが、2点目の質問でも答弁させていただきましたが、定住人口が減ることで、地元落ちるお金も減るため、交流人口をふやしていこうという考え方が全国的にも主流となってきており、まずは交流人口をふやすことにより、観光客に対するお土産屋・レストランなどのビジネスチャンスが生まれてくるというふうに思います。当然、ビジネスチャンスが生まれれば、それに伴う雇用機会・人口の増加も望めるのではないかとというふうに考えております。また、インフラ整備につきましては、現行の観光施設を維持していただくだけでも莫大な費用がかかる上に、建設から10年、20年を経過した施設も多く、これらの施設にかかる修繕費用も多額となり、新たなイ

ンフラ整備につきましては、町としては考えておりません。

まちづくり施策や方向性などにつきましては、2点目の質問でもお答えしたとおり、与謝野町観光協会をキーマンとして、観光振興ビジョンを具現化しながら、着地型観光に取り組んでいくことで、一定の方向性が見出せるものというふうを考えておりますが、大変難しい課題であると認識いたしております。

次に、2点目の4年後の椿サミットを迎える準備を問うの1点目、滝の入り口から千年ツバキまでの沿道が椿ロードにならないかについては、現在、国道176号線同様、沿道にツバキの木が植わっております。今年度、国道沿いのツバキにつきましては、ツバキの整理をさせていただいており、来年度以降も引き続き全国椿サミットの開催に向け、参加者へのおもてなしとして、国道沿いだけでなく、椿文化資料館までの府道沿いにつきましても、ツバキの整理・補植作業を実施していきたいというふうを考えております。また、その上で、椿文化資料館から千年ツバキまでの林道沿いにつきましては、山間部であり、特に冬場の積雪が多く、ツバキの管理も難しいことからツバキの補植につきましては考えておりません。

2点目の、現在、国道沿いに植わっているツバキの木がふぞろいで、サミットまでに、もう少し整えられないかについてですが、1点目の答弁でも申し上げましたとおり、今年度から少しずつ準備を進めており、限られた予算の中ではありますが、まずは大江山登山マラソンのコース沿いの国道のツバキの整理をさせていただきました。

また、滝地区を中心とした、京都千年ツバキの里支部の皆様のご厚意により、去る11月10日に国道沿いのツバキのかざし切り・つる切りを実施していただいております。少しすっきりしたツバキをごらんいただけるようになっております。来年度以降は、来る全国椿サミットに向け、道路管理者であります京都府への要望を行ったり、専門業者の力もおかりしながら、ツバキの剪定などを実施してまいりたいというふうを考えております。

3点目の、織物とツバキの町らしく、他の産品も含め特別にお土産づくりの推奨支援ができませんが、現在も産業振興事業費補助金のメニューの中に新商品・新製品開発事業として、新商品・新製品を開発される場合、また、異業種間連携により新製品を共同開発される場合、その経費の一部を補助しております。

そのほか、京都府では、農商工連携を積極的に進めることを目的とした、きょうと農商工連携応援ファンドと農林水産物や地域資源を最大限活用した事業や環境対策・福祉向上に役立つ事業など、新たな事業の創出などを支援することを目的に、「きょうと元気な地域づくり応援ファンド」の2種類の補助を行っておられます。

積極的に取り組まれる方には、そういった支援策・制度もございますので、商工観光課を窓口としてご相談いただければというふうに思います。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ご答弁をいただきました。まず、簡単なところから2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、まず、7月30日から8月1日にかけて、舞鶴港から韓国、浦項港へ国際フェリーが就航されたようですが、日本側から約400名ほど韓国側から約200名ほどが参加され、町長も参加されたと聞いております。

まず、その韓国へ国際フェリーで渡られ、また、その感想といたしますか、どういうふうに感じられたか、その辺をお尋ねしたいと、まず、そこからお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、夏に行かせていただきました。その中で、やはりああいうフェリーが今までの釜山や、そういったところじゃない浦項という小さなと言ってもあれですけども、そういう田舎の場所へフェリーで行かせていただき、これからいよいよ物流の交換といたしますか、そうした交流が始まっていくんだなという感じを強くいたしました。

特に、日本の制度といたしますか、日本のやり方と韓国のやり方の違いを感じましたのは、向こうの市長の奥さんが言われた言葉の中に、韓国では、この近隣の、自分たちの町の近隣の人たちが力を合わせて、全体で交渉をするということはほとんどないと、その市が、よそと競争して、よそをはねのけてでも、うちがという、そういうやり方、これはまさしく、いろんなビジネスチャンスでも、ビジネスの、そうしたシーンでも考えられることではないかなと、日本の場合ですと、やはり北部全体で、この舞鶴港を盛り上げていこうという、そういう機運があると思うんですけども、その辺で、まず、考え方の違いを非常に強く感じました。

それと、やはり今後、そうした韓国からの人が、こちらへ来られることがふえてくる。その中で、一体うちの町ができることはどういうことかなということを考えますと、やはり大きなことはできませんけれども、来られた方が、まず、ここがどういう場所であるかということを知ってもらうには、やはり看板の設置といたしますか、言葉の、与謝野町と書いてあっても、単なる日本語だけではなしに英語、中国語、韓国語、それらの、こういう表示が、まずは必要だなというのを感じましたので、今後、それらの予算化を進めていく計画をしておりますけれども、一つ舞鶴港が、そういう形で、この山陰の窓口が京都府の中で開けたということは、非常に、先ほども申されましたけれども、今後については期待の持てる話だろうというふうに思います。

なかなか自分の町にということにはならないと思いますけれども、むしろ韓国とは違うやり方、この日本のよさを韓国へアピールしていく、そういうことになればいいなというふうに感じました。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 町長の感想として感じられたことがですね、要するに物流は当然、強くなるということでありましてけれども、当然、観光客もふえるであろうという認識だろうなというふうに思っております。やはり、それにはですね、やはり当町も、その流れをどうひくかでありましてけれども、まず、舞鶴に来られて、丹後へ来られる拠点としては、天橋立が日本全国、知られる場所なんです、広域連携の広域観光キャンペーンですか、その協議会の中で、やはり丹後北部の拠点として、そういう広域観光協議会ですか、そこで、その拠点づくりといたしますか、単なる今の状態で置かれるのか、そういったことを協議会で今後、そういうことで舞鶴港も開かれ、高速道路も開けてくるのに合わせて、当広域で北部にお客さんを引っ張るかというような拠点づくりですね、自然の姿では天橋立が拠点になると思うんですが、そうではなしに、やっぱり連携をして、どうして北部にお客さんを入れるかというあたりは、協議会でどのように話されたり、どういうふうに取り組まれるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後のことにつきましては、協議会で話すとか、そういうことにはなっておりません。そういう事情ができてきたという中で、とりわけ7名の首長が集まって、市町の首長が集まって、舞鶴港に、そうした拠点ができたと、それを今後どうしていくかというふうなところあたりまでは、お互いに意見交換をしましたけれども、今後の流れにつきましては、私のほうからよりも長島課長のほうが承知をしていると思いますので、どういう今、位置づけになっているのか、進みがしているのかということについては、答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうからお答えさせていただきます。先ほど、町長、申されましたように、7月下旬の浦項へ行かれました件では、そういう流れの中で行かれて、いわゆる向こうの商業といいますか、産業といいますか、そういう部分での交流がメインであったかなというところでございます。

その後、丹後広域観光キャンペーンのほうで、今、25年度の動きといいますか、その部分の取り組み方につきまして、協議を徐々に進めているところでございます。また、細かいところのお話は、まだ調整を、これから、間もなくするということでございます。確かに町長の答弁がございましたように、25年度で大きなクルーズ客船まいりますので、その受け皿として舞鶴を中心とした形になるのか、そういう部分での動き方について、今後、協議が進められるということでございます。今の段階では、そういう状況でございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 協議会では、丹後全体に対する協議会では、そういうことだろうというふうに思いますけれども、それに付随してですね、やはり当町も、ただ、それだけを期待するのではなしに、当町へどう足を運んでいただくかということについては、やはり当町の受け入れ体制が必要だと思っておりますけれども、まだ、これから協議されると言われればそれまでなんですが、今の時点で町長はどのように当町へ観光客のふえる状況を、どのように誘客していくかというあたりの構想がありましたらお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、今後どのようになっていくかは、非常にまだ決まってないところですし、丹後だけではなしに、丹後広域の場合ですと、その中には綾部も福知山も入っておりませんので、そうしたところも含めた中で今後どういうふうに、この北部を活性化していくかということは、また、別の形での話し合いになるかと思えます。今は、飛鳥や、そういうものが入ってくるのをどうということ、丹後広域観光キャンペーンの協議会の中で話がされてるということですので、今後どうなっていくかは、ちょっと町としてもどういうふうに対応するかは別としまして、まずは、どんな方が来られても与謝野町というのを知っていただくために、そうした観光も一つの視野に入れた道路標識といいますか、看板、案内板をきちっと、できるところから取り組んで、準備がしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員、ちょっとここで休憩をとっていただきますので、またお昼からお願いいたします。

それでは、13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時00分）

(再開 午後 1時30分)

議長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、一般質問を再開いたします。

それでは、午前中の続きでございますので、多田議員のほうより質問お願いいたします。

多田議員。

- 1 2 番 (多田正成) それでは、町長の午前中のご答弁の中に、やはり一人一人の観光客で、この町を知っていただき、また、勉強していただいたり、楽しんでいただくという声がしておりまして、まず、そういったあたりの誘客については、やっぱり看板が大事だということで、看板を設置して誘導していくと、誘客していくというお話があったんですが、これから考えていただけるということで、一つ提案なんですけど、今、高速道路でうちの町を出まして、帰ってくるときにいつも感じるんですが、おりてきたところにはちょうど与謝野町の看板は上げていただきました。しかし、料金所ですね、宮津の料金所までに、与謝野町に向かってもらえるような案内が一つも見えないんですね。道路の指示はあるんですが、宮津でおりるとか、京丹後市のほうに向かうとかいう、そのものはあるんですが、当町に対するPRといいますか、こういう拠点があるんですよ、こういう見るところがあるんですよという料金所のずっと手前にですね、こっち側じゃないですよ、もっと向こう側ですよ。そこに、やはり通られるときに、その看板を見て、要するに与謝野町におりていただけるような看板が欲しいなというふうに思っておりまして、同じように看板を立てられるのであれば、その辺を一度、早急に検討していただいて、海外の人でも国内の人でも、与謝野町に向かってもらえるように、与謝野町のインターチェンジでおりていただけるような案内看板が考えていただけたらというふうに思いますので、これは提案をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので、次の質問に入りたいと思いますが、まず、二つ目の質問の中にですね、法人化についてご答弁をいただいたんですが、観光協会がキーマンとなって今後、振興していくというふうに言われるんですが、観光協会の方も一生懸命取り組んでいただいて、役員さんには大変ご苦労になっておりますけれども、本来の振興を本当にしていこうと思えばですね、観光協会とは別に、その法人化であれ、公社化であれ、NPOであれ、その専門組織といいますか、専門に事業として取り組めるような組織を立ち上げないとはですね、今、観光協会の役員さん方は一生懸命やっていたとるんですが、それぞれの職業のある中で、本当に事業に迎えたり、観光ビジネスに迎えるような、事業というのか、振興に向かうためにはですね、その専門部会でないとは大変ご苦労だと思ひまして、やはりそこで私は法人化をしてですね、その法人化をほんならどうするんだということなんですけど、やはりよその例を見ますと、行政と観光協会と商工会がですね、三者が一緒になって、そうして法人化されて、そして、観光の振興に向かわれております。ですから、観光協会は観光協会と別に、この町の全体の提案や企画をされるような形で、観光協会はあって、実務部隊は、やはり別の組織でですね、つくられておるんですが、その辺のお考えは、町長はどのように考えておられるんでしょうか。

議長 (赤松孝一) 太田町長。

町長 (太田貴美) 与謝野町が合併しまして、与謝野町の観光協会を立ち上げるときから、非常に、それぞれの各旧町の観光協会が非常に弱体化しているといいますか、そういう状況の中で、まずは観光協会を立ち上げるべきだと。町が音頭をとりまして、観光協会の立ち上げにつきましては、

いろいろとご提案させてもらったり、指導させてもらったり、そういう方の参加を呼びかけたりして、やっと観光協会が立ち上がって、いよいよその中で観光振興ビジョン等もできましたので、その中でどうやっていくかということ、今、一生懸命考えて、また、それを具現化していただく、そういう段階に入ってきてる状況でございます。

ですから、法人化、あるいは公社化ということにつきましては、今の体力では、とてもそれらに対応していくには、少し無理があるんじゃないかというふうに思いますし、もう少し具体的に、そうした観光振興ビジョンの具現化がなる中で、そうした問題も提起しながら、やっぱりどこが頑張ってもらうか、先ほど来、言っておりますように、やっぱりキーマンは観光協会ですので、その辺のところの、まずは体力をどうつけていくか、組織化した中で、どう人材を育てていくかというあたりを、まずはやっていくべきではないかな、その先にやはりそういった話が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、今すぐそうしたものとということについては、若干温度差が、多田議員さんとは温度差があるというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 確かに、簡単ではないと思いますし、難しい問題ではあるんですが、やはりどういうんでしょう、観光振興ビジョンにしても、その行動計画にしても、これを取り組むのには、町長のお考えは確かに、その中で、また、そうして煮詰まってきたら、そうだとことだろうと思うんですが、そうではなしに、このことを本当に取り組んでいこうと思えば、それぞれの役員さんの中で、地域にしても、どちらにしても、観光専門に事業をしていったり、自分の体をそこへ、時間を預けて、取り組んでいけるような時間がですね、できないわけですね。ですから、私の思うのは振興ビジョンにしても、この行動プログラムにしても、実現させるためには、その組織を別個につくってですね、それはやっぱりやっていかないと、それに取り組めない。町長のおっしゃることもよくわかるんですが、それでは実務化しないというふうに私は思っています。

何年も同じことを繰り返していただだけの感覚にしかないと思います。それぞれの役員さんや地域の団体の方も一生懸命、それは時間を割いて努力していただいておりますが、それはビジネスになったりとか、本当の人口増に向かえるようなことはできないと思います。

ただ、イベント観光として、1年の一遍、その拠点の、1年の一遍の事業としてですね、イベントをしていって、そして活性化するという程度でしか、今、与謝野町はないわけですし、やはりこの間もオータムフェスティバルがありましたけれども、あれはイベントをしますから大勢の方が参加をしておくれて、にぎわいを持つわけですが、我々の考える観光とは、それぞれの拠点がいつもああいう状態になることを望んでおるんですが、けさほども言いましたように、大変点在をしておりますし、そこら辺の拠点づくりが難しいことは事実なんですが、しかし、本当に振興していこうと思えば、別組織で法人化して、別組織をつくって、それで取り組んでいただかないと、観光協会があかんという意味ではないんです。どこの町でも観光協会は観光協会でありまして、その中に事業部隊というのが法人化されてやっておられます。

例えば、出石町は完全にそうなおるわけですが、行政と商工会と観光協会とで、三者がですね、出石まちづくり公社というのを立ち上げて、専門的に取り組んでおられますし、その町民の方は、そこへ出資を、その会社にですね、法人に出資をして、協力をしていただいたり、地域

で一緒に取り組んでいったりという形で、一つの成功例といいますか、まちづくりが当町とは違いますから、若干、そこら辺はあるんですが、真剣に、そのことを、これをせっかく、このビジョンをつけられたり、これを読んでますと、大変感動するんですが、その町が本当にできるのかなというふうに思うんです。そのことをやっていこうと思えば、やっぱりそこまで専門的に取り組む体制づくりでですね、行政と商工会と観光協会と三者で一生懸命、そこら辺を、どう持っていくんだということを話し合っていたかないと、毎年、これの繰り返しで、きょうまできとるような気がします、町長はその辺は、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 法人化にしましても、公社にしましても、やはりその原発といいますか、もとは、やはりそれらの組織の方たちの盛り上がり、そうした方向へ行くんだというふうに思いますし、そういうふうになるように、町は仕掛けるためのいろんな観光振興ビジョンをつくったり、あるいはもとの観光協会の立ち上げをしたりしてる、まだ、そういう段階ですので、多くの方が、よっしゃ、その公社に出資していこうかというようなところまで、まだまだ到達していないというふうに思っております。ある程度、観光協会が目に見えない、目に見えないとおっしゃいますけれども、今までも、そういうことでしたけれども、いろいろと観光協会は観光協会なりに自分たちのできる中での取り組みを、今年度の事業でも、先ほども申しあげましたけれども、与謝野文学の散策ルートをつくって、それを整備していくとか、体験型の観光の充実をもっとしていくとか、あるいは与謝野の自然風景10選の選定をして、これを柱にして、まず、ことは取り組んでおられますので、歩みとしては遅々とした歩みでしょうけど、やはりそれが一つの、そうした思いや行動が次へ進むステップになっていくというふうに思いますし、組織立てをするということは簡単ですけれども、それをじゃあ、もとはやはりそれを支えていこうとするところはどこなのかということになってくるというふうに思います。

まだまだ、おくれをとっておりますけれども、まだまだ、そのよちよち歩きの状況の中で、先をということについては、もう少し時間が必要かというふうに感じております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 1年1年ですね、そういった方向性に向かっていかなければ、私が言うように、口で言うようにですね、明くる日に、そのことがすぐ完成するかと言いましたら、それは私もできないことは承知しておりますけれども、その町長のおっしゃる、このことについて、真剣に取り組む人が誰だということが、僕の言うてる法人化ということで、法人であれNPOであれいいわけですけれども、いつか四国のほうに研修に行かせていただいたときに、委員会報告で申しあげましたように、例えば、四国の神山町なんかは、NPOのグリーンバレーが施設管理、要するに、その町の施設の管理を、指定管理者として施設の管理を受けながら、ですから、その指定管理料を行政からいただきながら、その施設を運営しながら、その母体として総合的に産業、商業、それから人口増の振興に一生懸命、専門的に従業員か社員を置いて取り組んでおられますね。例えば、そういう姿でないと、私たちが、観光協会が誤解せんようにしていただかんのか、観光協会が何もしてないという意味ではなしに、それぞれ役目として一生懸命やっていたいておるんですが、その事業を動かしていく、本当に組み立てていくという、そこの作業の専門的な人材がいるという、それを組織化してほしいということを申し上げておるんであって、それから何年

もたって、また、組織化しますと言われるんですけど、私は町長がおっしゃるほど、そんなに簡単には、何年繰り返しておってもできないというふうに思っております。本当に振興に向かうなら、また、この経済の悪いときに、少しでも観光が生かせるなら、町民の、住民のために仕事が日常の仕事になるように、少しでもなるように、どう取り組んでいくかということが一番大切だと私は思っています、ただ、1年1年、このことをやっています、このことの事業をしましたという、イベントはイベントで、私は決して悪いことではないと思いますが、そういったことの仕事、産業の新しく生み出す方法とか、そういうことが、もし、この町の観光資源が生かせるなら、そういうふうに素早く取り組んでいただきたいということをお願いしとりますけれども、町長、その辺をどうお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） よその町の成功例をおっしゃいましたけれども与謝野町だって、決して、それができてないわけではないですよ。リフレが、まさしくそうだと思います。確かに町の施設だったところを請け負って指定管理者になって、そして、地元の農産、農業の方たち、あるいは障害者の人たち、いろんな人の力を結集して、あそこはあその場所で一つの、今、ホットスポットになってますよね。いやしのスポットでもあるし、いろんな方が、やっぱりそこを訪れて、また、行こうと、近所の方もですし、遠くからの方もしておられる。そのことに対しては、非常に町外の方たちからの、非常にどういうんですか、注目を浴びている状況で、この中にいる者にとっては、あまり感じないことかもしれませんけれども、よそへ出かけて行きますと、よくいろんな町の町長からも、「おたくの町、こんながあるんですね」なんていうことを聞かされたりしております。

そうした中で、先ほど勢旗さんもおっしゃいました山の家だって、そこの方たちが自分たちで努力して、集客を呼ぶような方法を考えてやっておられます。ですから、ちりめん街道を例にとるなら、あその地域をどうしていくかということについては、やはりそこを守り育てていこう、あるいは地元の方たちの声が、一生懸命上げておられる声もあれば、そうでない状況もありますので、やはり、まずは地元が、どういうふうな格好にしていきたいのかというところが見えてきませんと、幾らそれを、外からああだ、こうだと申し上げても、なかなか難しい。だけど、おかげさんで、地域の人たちも、観光協会の肝いりといいますか、そうした中で語り部がだんだんふえていたり、あるいは、そういう周辺の文学散策をする、そうしたガイドさんもふえたり、古墳公園のガイドさんもふえたり、やはりそういう蓄積があって、初めて、こういうものがありますよということが言える、まだ、そういう段階だと私は思っております。

つくるとか、つくらないとかいう話ではなくて、やろうという、そういうことについては、行政は行政としてできることを十分していく必要がありますし、いろんなPRについて町も応援していくような形を考えていく、それぞれの役割、まさしく中小企業振興条例の中にありますように、それぞれの役割で、この町を盛り上げていくということは大事だと思いますので、今の段階では、なかなかそういうところまで至ってないのではないかというふうに思っております。

それらについては、今後も粘り強く地元の方たちも交えた、もっと振興策といいますか、それらに力を入れていく必要があるなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 町長もおっしゃっているように、そのことはそれでいいんですが、リフレの例も挙げられましたし、山の家も挙げられました。それは専門的に、その施設で専門的に携わっておられるから、そういう努力ができるだけのことで、私は与謝野町全体の観光像というものが、商業、産業のビジネス化につながるよという意味のまちづくりのことを言っております、当然なんです、施設を見てましても、当町の施設につきましても、やはり私たち商人から見ると、決して営業にはなっておりません。公費をつぎ込んでも実際に各施設、赤字になっております。決算書を見せていただいたら、そうなりますね。それはそれで仕方がないんですけども、町の施設ですから、管理していただくのに仕方がないんですが、そこをランドデザインしていくというのか、与謝野町全体の観光施設を生かしながら、どう当町の観光人口をふやして、どうして産業や商業に結びつけていくかという、その仕組みができる団体でないと、一つずつの団体は、先ほどから言ってますように、一生懸命頑張っていたらということ、私も認めておりますし、頑張っていたらと思います。町長もおっしゃるとおりだと思いますが、そのこととちょっと当町の言っておられること、私が求めていることとちょっと次元といいますか、観点が違うなというふうに思うんですが、そのことを、全体のランドデザインをして、この町に観光、そして、それぞれの観光施設を、どう人口を、そこを利用される人口をふやしていくかということの取り組みに、その全体像を見た計画経営といいますか、そういうことのできる組織のことを言ってるんですが、そこは町長どうでしょうか。

議長 (赤松孝一) 太田町長。

町長 (太田貴美) 私自身、法人化だとか、公社化だとかいうことについては、あまりよく理解しておりません。どういうことなのかちょっとちんぷんかんぷんなところもあります。しかし、はっきり言えることは、皆さんの手で観光振興ビジョンをつくっていただいた、これは全町にかかわる、そうした観光を振興していく、一つの考え方をまとめていただいたものです。

それらをもとに、先ほどもお叱りを受けましたけども、美心という、そういう言葉を使いながら、観光振興ビジョンもつくられております。そうしたものに目がけて、やはりそれぞれの団体が、それぞれ努力していこうということが大事だろうというふうに思いますし、その中には、まだまだ、でこぼこがありますけれども、まさしくあれが一つのビジョン、要するに方針、向かうべき道を示したものですから、そうした中で、先ほど来、出ているちりめん街道等については、やはりそれは一つの部門として、その中でどう活性化していくかということを考えていく。そうしたものが集まって一つの核になっていくということだというふうに思いますし、それらをどう構築していくか、それらを誰がやっていくかということについては、観光協会のほうも一生懸命、そうした人材を育てたり、あるいは我々も、そうしたことについては、お手伝いがさせていただきたいというふうに思っております。

議長 (赤松孝一) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 一度にすぐ、あすからというわけにもいきませんので、頭に置いていただいて、そういった方向性というものを十分話していただいて、今後に当たっていただきたいなというふうに思います。

時間の関係で、2点目の質問をさせていただきますが、いよいよ4年後に樺サミットをされると町長は言われまして、それが今、観光振興のことも言いました、それが起爆剤になってですね、

後世に残るようなツバキの町にもしていただけて、サミットにも効果が出れば、お客さんにも喜んでいただけたら、感動していただけたらいいなという意味で、もう少し、この町に入ってきたときに、さすがツバキの町だなあと、ちりめんの町だなというふうには、どのように町長はサミットに向けて考えておられるのか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思うんですが、単純に、私は滝の入り口から、あのところまでであれば、それは私も単純でして、伊豆大島のサミットに行かせてもらったときに、ツバキのトンネルをくぐりましたけれども、あんなものはもうすごい年月をかけてますので、できておるんですが、滝の入り口まで入って、千年ツバキに向かったときに、ああさすがツバキの町だなあと、村だなあというような雰囲気、ツバキがずっと沿道にですね、花咲いておれば、非常にいいかなと、そして上まで歩いていくと、すごい風貌の樹齢があって、やはり文学的に、文学というのか、歴史的にもですし、そういうものが感じられて、ああさすがツバキの町だな、ようここまで、この木を守られたなというような感動があれば、お客さんは、それなりに満足して帰られるのではないかなというふうに思いますけれども、町長は午前中、その整備もしてるし、ツバキのあのもんもすると言っておられますんで、それはそれで私はいいなというふうに思ってますが、もう少し、もう少しツバキの町らしくするにはどうしたらいいんだろうということは、やはり沿道を走っておっても、ツバキがしっかりと沿道を囲っているというような姿が見えてくればいいかなというふうに思っております。

町長、その辺もう一度、お考えをお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくおっしゃったように、椿サミットが一つの契機になって、この町が椿の里のような形になっていけばいいなというふうに思っております。そのためには、椿サミットのために準備するというのも一つの方法でしょうけども、それが済んだら終わりじゃなしに、毎年少しずつ、やはりそうした方向に皆さんが思っただけのような、誇りに思っただけのような、そうしたことを何十年かけてやっていく必要があろうかと思っておりますけれども、今のところ、当面の椿サミットに向かってやっていくということです。よその市や町のように、もう昔からの天然の、そうしたものが、群生林があったり、島全体がツバキで囲われているところじゃなしに、うちの売りは、たった一本の千年のツバキなんです。だから、私、一番心配なのは、椿サミットまで、あの千年のツバキがもつかどうか、むしろ私、そのほうが心配します。こんな雪が降れば、どこで枝が折れたり、もう今、満身創痍でつったり、栄養剤を注入したり、必死になって、そうしたことをしてます。ですから、本来、我々が誇りにしてるのは1200年、あるいは1300年と言われる、あのツバキが、ぜひとも椿サミットまでは、もう絶対もってほしいし、それを、そこにやっぱり集中的に力を注ぎたいと思っております。

やはり、我々の町のシンボルは、あの千年のツバキなので、群生林だ、そんなもんじゃないわけで、まずそれを守っていく、保全していくということに力が入れたいと、それにあわせて、やはりこの町を訪れる方たちが、そんだけの、気候や、そういうものが、ああいうツバキを育てたわけですから、それをやはり感じてもらえるようなまちづくりの中に、そうしたものを生かしていくということが大事かなと思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 時間がありませんですけども、町長のおっしゃるとおり、それが椿サミットま

でというご心配もあつたり、いろいろと努力はしていただいておりますけれども、あの木ですら、やっぱり昔の先人が植えられた木が、今ああして残って、今の現世に行かされておるわけですし、やはりそれを契機に、今そのまちづくりをしていただければ後世に残るということが、私は大事ではないかなと、あれだけを守ることを考えていると、次が生まれてこないということを知っていただきたいなというふうに思って、質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、日本共産党の伊藤幸男です。

私は、事前通告に基づき第1点目にTPP、いわゆる環太平洋経済連携協定の参加問題と、第2点目に、現在、町民的な課題になっている庁舎統合の問題について質問します。

まず、第1点目は、TPPへの参加問題について質問します。今、野田政権は、国民的反対世論の中で、TPPへの参加を強引に推し進めようとしています。本町の基幹産業の農業施策や中小企業施策、また、福祉施策などは、ほかの自治体からも注目される町独自のすぐれた取り組みを行ってきており、今後の展開と具体的な地域社会への貢献が大きく期待されています。しかし、日本がTPPへの参加を行うと、訴訟条項などで、あらゆる分野でアメリカ型のルールが押しつけられ、全国の市町村で独自の住民を守る施策が廃止されることになりかねない事態を生み出すことになることと考えております。

先ほど述べた与謝野町の独自のすぐれた数々の施策も廃止されかねない事態になるという点があります。まさに、アメリカ言いなり、この政治、経済ルールが持ち込まれるということになるわけであり、国民的な反対運動になっている、沖縄の米軍基地移転問題や、そのもとで発生している米軍による数々の重大犯罪事件も、欠陥輸送機オスプレイ配備計画、配備問題も、また、原発問題も、今回、取り上げるTPPの問題も、これら的大もとには、まさにアメリカ言いなりの政治があり、独立した法治国家の日本であるのに、なかば植民地的扱いを今なお、平然と行われていることになっているのではないかと私は強い不信を抱いているところです。

それでは、質問に入ります。一つ目の質問は、TPPとは従来の自由化と異なり、関税の完全撤廃、いわゆる関税ゼロを基本とするもので、野田政権が参加を決めた場合、日本の基幹産業の農業に壊滅的で重大な影響を与えると考えますが、どう判断しておられるのか、伺いたいと思います。

二つ目は、TPPの訴訟条項によって、与謝野町独自の、住民を守るすぐれた施策がつぶされる可能性が出てくるわけですが、町長はどのように考えておられるのか。

三つ目、既に全国町村会でも、再三にわたり反対決議を行ってきています。与謝野町議会でも、さきに反対の趣旨の意見書を出しています。TPPへの参加について、どう町長は判断しているのか。

四つ目、民主党の野田首相は、党内の反対を押し切ってTPP参加へ突き進もうとしています。このことについて、与謝野町と住民の営み、なりわいを守る立場にある町長の見解を伺ってみたいと思います。

次に、2点目の庁舎統合問題について質問します。本町の庁舎統合問題については、昨年6月、

ワーキンググループ案が町民に示され、24区の町政懇談会で町民の声を直接聞く機会を設けられました。その後、町民から二つの請願が出され、議会も特別委員会を設置し、その後、庁舎統合検討委員会を設け、9回にわたり協議を兼ねてまいりました。その結果、答申が出され、このもとで現時点での町理事者の見解を求めたいと思います。質問に入ります。

一つ目、庁舎のあり方を決めるには、まず、どういうまちづくりを目指そうとしているのかを鮮明にすべきだと思います。私どもは、二つの点からの課題があると考えています。その一つは、住民参画を前進させ、住民自治を高めることが、取り巻く情勢や現在の町政課題、諸条件から見て最大の課題ではないかという点です。もう一つは、住民へのサービスの確保と、住民の命・暮らしと安心をどう保証するのか。こういう角度からの取り組みが必要ではないかという点です。

これらは、3町合併のときの新町まちづくり計画が合意され、新町・与謝野町の出発がされたという大前提があります。このことが庁舎のあり方を決める上で、大変重要であると考えますが、この協議、検討の具体化や、探求努力はされてきたのか。

二つ目、議会でも答弁しておられるように、3年後から7年後にかけて、地方交付税が年々段階的に削減され、最終的に12億円も減らされることになり、そのたびに行革審議会では、20億円の備蓄などを決めてきた経過があります。今回の庁舎統合問題で、たたき台としてのワーキンググループ案を町民的な場で示されたのは、その行革課題など財政的な理由が最大の要因ではなかったのかというふうに思っています。その関連で一部の住民の中にある、将来とはいえ、新たな庁舎を建設すべきではという声がありますが、このことについて町長の見解を伺っておきたいと思っています。

以上で、私の第1回目の一般質問とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加問題についてお答えいたします。

まず、1点目の町農業に重大な影響を与えると考えるが、どう判断しているかについてでございますが、昨年の12月議会にて、今田議員、和田議員の一般質問でお答えしましたとおり、TPPに参加すれば町農業に大きな影響が出ると考えています。とりわけ米が中心の町農業にとって、安い外国産米が無制限に輸入されることになれば、米価下落は避けられず農家の経営意欲は減退し、耕作放棄地がふえることは明らかであり、改めてTPPへの参加反対の立場を明確にしたいと思います。

次に、2点目の与謝野町独自の施策が訴訟条項によってつぶされる可能性があるが、どう考えるかについてですが、この規定はISD条項といわれるもので、企業が進出地の国、自治体の政策や規則で不利益を受けた場合、世界銀行傘下の仲裁機関に提訴できることになっています。町の中小企業振興基本条例でお世話になりました京都大学の岡田先生も、TPPは国内法や条例より優位になり、訴訟となれば自治体側は負けてしまうだろうとの見解を發表されています。岡田先生だけではなく、地元優先の物品や工事発注、地元優先雇用等の施策は訴訟対象となる可能性が高いと指摘する研究者が多くあります。議員ご指摘のとおり、町内業者に特定した与謝野町の現在の入札制度や学校給食への地元産米の使用といったことまでもが訴訟対象になる可能性があ

ると考えています。

第3番目、4番目のご質問でございますが、11月21日に開催されました全国町村長大会におきまして、TPPへの参加は地域経済と社会の崩壊を招くとして、反対決議を採択いただきました。全国町村会の藤原会長は、輸出産業の利益だけが国益ではない。農林漁業と農山漁村こそが重要な国益であると挨拶されました。私も同じ思いであることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

2番目の庁舎問題についてお答えいたします。まず、1点目、庁舎のあり方を決めるには、住民参画の前提と住民サービスの確保、住民の命、暮らしと安全の保証が大変重要である、これらの考え方が協議され、また、努力されてきたのかとのご質問でございます。まず、庁舎問題におけるこれまでの経過や、答申の内容、町の基本的考え方については、既にお二人の議員に答弁させていただいておりますので、省略させていただきます。住民参画、住民サービスの確保、暮らしの安全・安心についての考え方を述べさせていただきます。町が当初に提案いたしました、いわゆる「たたき台」では、総合計画を基本に取り組むべき点を明確に掲げております。

一つ目には、町民の安心・安全を守ることは最大の責務としており、二つ目には、住民・地域、事業者・行政がお互いに汗を流し、町はそれに寄り添い応援する。

また、三つ目には、住民の安心・安全、生活基盤を高める施策の推進を掲げております。まさに議員が言われております点は、全て、これらの中に包含しているものと考えております。この中で、住民参画の考え方は、地域密着型の取り組みが必要として、住民の自主的な取り組みとネットワークづくりの支援を進めていくこととしています。また、住民サービスの確保では、地域共有型の取り組みが必要として、情報の共有化や生活の利便性の取り組みを進めていくこととしています。このような取り組みへの考え方は行政の基本であるというふうと考えており、住民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるためにも、効率的な庁舎のあり方が基本ではないかと思っておりましたので、このたたき台の中にお示ししていたものでございます。このたびの庁舎統合検討委員会では、あくまでもたたき台を基本に協議・議論をいただきましたので、これらの考え方を基本として、検討が進められたものと理解しております。

次に、2点目の庁舎統合の財政的な理由が最大の要因ではなかったのか、そうであれば、新庁舎を建設するなどという案が出てこなかったのではとのご質問ですが、確かに財政的な理由は一つの大きな要因であり、既存施設を可能な限り有効活用することで、財政への影響を最小限にとどめる必要があると考えておりましたので、私が諮問させていただいた趣旨の中でも、検討の基本方針として財政状況を踏まえ、新しい庁舎は建てないことを基本としますと申し上げてきました。

しかしながら、一方で庁舎統合に向けた幅広いご意見を求め、総合的な見地から検討していただくようお願いしてきましたので、議論の過程の中で新庁舎建設のご意見が出てきましても、いたし方ないことであり、一つのご意見として真摯に受けとめさせていただかなければならないというふうと考えております。

以上、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、町長のTPPについての答弁をいただいて、改めて、非常に町長もよく勉強

されてるんだなというふうに感じました。

私が、2年前になりますか、1年以上前になりますか、聞いたときは、あまりこういう部分までは踏み込んでもらえなくて、だったわけですが、非常に今、答弁を聞いてまして、半ばというか、ほぼ満足の答弁でした。それを踏まえてですね、改めてちょっと私自身も、町長も答弁あったんですが、重複するかと思いますが、この間のTPPというものの、どういうシステムになっているのかという点をかいつまんで確認をしておきたいというふうに思っています。

野田政権はですね、この間、国際会議や日米首脳会議なんかで、TPPへの参加表明を画策してきたわけですが、この背景には大きな批判が、国民的な批判が高まって、先送りを繰り返してきました。しかし、その一方で経済界ですね、経団連やアメリカの圧力で民主党の野田内閣は、表向きは情報収集といいながら、国民に隠れて実質的な交渉めいた話を進めてですね、なし崩し的に、まさに前のめりになって、参加しようとしています。その一番象徴的なあらわれが、皆さんもご承知だと思うんですが、例の牛肉のBSEの問題の対象になった輸入規制の緩和であります。これは先走りといいますかね、先取りする動きであります。今、総選挙が戦われているわけですが、この中で各党が、どういう態度をとってるかというのが、非常に私、注目をしています。民主党代表の野田さんは、「守るべきものは守る、情報も公開する」などと繰り返し発言しています。また、自民党の安倍総裁も「聖域なき関税撤廃を前提条件とする限り反対」、なかなか難しいことを言ってますね、と言っています。また、日本未来の党の嘉田代表は、現状におけるTPP参加は反対と言い、公明党の山口代表も今、参加決定するのは拙速と、このように述べています。一方で、みんなの党の渡辺代表は明確に賛成だと述べ、日本維新の会も公約の中に交渉参加と、はっきりと載せて、情報公開をさせると、こう言っています。

しかし、TPPというのは二国間のFTAみたいな、いわゆる自由貿易協定とは異なって、守るべきものが守れないというのが現状なんです。ここが、そういう仕組みになっているんですね。例外なき関税ゼロというのが大原則になっているという点です。このことは、昨年11月の参加の9カ国会議で明確に確認をされています。ですから、TPPに参加したら例外なき関税撤廃は避けることができず、農家などは壊滅的な打撃を受けます。

非関税、非関税ですね、非関税障壁と言われているものも撤廃をされ、医療、雇用、食の安全なども危険にさらされることとなります。守るべきものは守るなどという発言は、TPPではあり得ないことだということも関係者も言っています。大事なことは、ここで大事なものは、やっぱり本当の意味でですね、食糧主権、経済主権を守ることが重要だと、私どもは考えています。町長も、この点は、以前の答弁で共感されたのでお伺いしませんが、また、これらの党はですね、今この言ってきた党は、情報公開ができるかのようなことを言っていますが、これもだめなんです。4年間は参加国に交渉内容についての守秘義務というのがあるんです。4年間です、入ってから。いわゆる秘密にするという合意があり、情報の公開は不可能になると海外の当事者といいますか、関係国も認めています。

町長にお伺いします。この今、述べてきた例外なき関税撤廃の大原則、それからTPPのですよ、情報の4年間秘密、この点について町長は、どのようにお考えかお聞かせ願えたらと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、おっしゃったとおりだと思っております。9カ国で協議されて、その中に入れてもらうというような形ですから、そのためには、もともと決めたことに、やっぱり従っていくという、入ってから考えさせていただきますなんて、そんな甘いものではないと思っておりますので、そういう意味では例外なき関税撤廃の大原則は徹底して行われるであろうというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 二つ目の質問です。質問というか、3回目になりますか。

私は、先ほどTPPの政策をね、各党の政策を見てですね、やっぱり今、日本共産党以外の政党というのは、アメリカ言いなり政治の中にはまっているなというふうに実感しています。それから、また逆に言えばですね、この間、消費税の問題も原発再稼働の問題もね、それから社会保障の削減問題なんかもね、この大もとは大企業言いなりの政治がありますよ。このことは、まさに従来からずっと、私どもが言っていた、自民党型政治の枠組みから抜けられないんです。抜け出すことができないでいるというふうに私は感じています。

そこで、今、三つ目の、町長に質問したいと思ってるんですが、先ほどおっしゃったISD情報ですね、町長の答弁で間違いではありません。私はね、あえてもう少しわかりやすく例を出して言っておきたいんですが、確認しておきたいんですが、冒頭でも述べましたけれども、今のTPPは多国籍企業が訴訟社会のアメリカ政府に圧力を加えてつくらせたものなんで、その中心的な問題は訴訟条項なんです。これがなかなかくせ者で、わかりやすく言いますと、参加国の諸制度がアメリカのルールに反すると、平たく言っているんですよ。訴訟の対象として撤回廃止させるというもんです。

例えば、本町の与謝野町では、子供の医療無料化や、今はなくなりましたが、例えば住宅改修助成制度など、住民に喜ばれているような制度や、町が独自につくった施策などが訴訟の対象にされ、決められたアメリカなどの、先ほど言いましたね、国際法定組織ですけども、そこで裁かれることになる。TPPでは例外なき関税撤廃や、それから参加国の市場内での公正な取引という名の原則があり、特別扱いしていると、それを廃止せよということで裁判にかけられると、こういうことです。

法律問題では、先ほど町長もおっしゃってましたが、多くの国では国内法の憲法が最優先の法なんです。これは国際連合でも、その認識なんです。しかし、このTPPだけは違うんです。町長おっしゃったように、それを超えるんです。そんなことってあるのかというふうに思いますよね。しかし、その憲法、各国の憲法を超える権限も持たせるんです。恐ろしいことです。これこういうことなんです。ですから、いやが応でもですね、自治体が持っている独自の施策がどんどん対象になって、やめさせられるということになるということです。そこでね、私、ある研究者の方から、こんな話を聞きました。狙い目はここだというて、その人は言うんですがね。

中国やベトナムというのは、協同組合が多くてね、いろんな協同組合組織が多くてですね、それが狙い目の一つになっているというんです。アメリカの戦略ね、いわゆる多国籍企業の。そこが優遇措置を撤回させることが狙いで、自分らの市場にしたいと、こういうことなわけです。そのことで、協議が内紛をされているという情報もあるということを書いてます。

ここで、私は、この訴訟条項だけでも、私は今、言ったことをですね、言いかえますと、日本

社会をアメリカに売り渡すことになるような制度だというふうに感じています。実感をしています、この話をね。町長は、この訴訟条項をどう考えるか、先ほど答弁の中で想像はできますけれども、改めてお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当初、私自身の認識も不足しておりまして、まさか我が町の、そんな小さな条例等々にまで影響が及んでくるとは思わなかったんですけども、極端なことを言えば、そういうところまで、この条項が生きてくるということについて、ちょっと愕然といたしております。

特に、町村会においては、田舎が多いですから、どちらかという、もうその都会ではない、農村や漁村、林業をしている、そういったところが、このTPPに参加することによって、本当に壊滅的な打撃を受けるんであろうかと、国内産の材木を使って、多少それが高くても、いろんな形で補助があったりして、今までやってきましたけれども、もうこれ以上、安い材料の木材等々が入ってくれば、もうそれもできないということになってくると、日本の産業そのものが1次産業、2次産業、3次産業も含めて、本当に大きな打撃を受けるという危機感を感じております。

そういう意味でも、町村会では、これはもう絶対反対だと、野田首相の前で各首長の代表が、そうしたことを述べられて、全員で決議をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。簡単でいい、わからなかったらいいんですが、私、町としてですね、ずっと前には、そのような計算等もしてないという話でしたが、自給率が65%を目指して国は一生懸命やっとなというふうな形にはなっています。目標にしてるんがね。しかし、政府の農水省の計算では、自給率は13%まで落ちると、これは課長も町長も知つると思うんですけど。

本町の場合は、いろんな事情もあるんでしょうが、米中心の町だという話がありましたけれども、どの程度になるのかという計算、試算でもしてるんだったら教えてほしいなど、これが1点。

それから、町長に、これはお伺いしたいんですが、自給率がどんどん下がっていくことに対して、町長としてはどのようにお考えになっているかという点をお伺いできたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 自給率の試算につきましては、多分して、ちょっとわかりませんが、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

自給率が下がってきているということについては、何とか町内で経済が循環していくためには、そうしたことの率を上げるということは非常に大事なことだろうと思っておりますけれども、それも明確にどこまでという計画は持っておりません。たまたま与謝野町のお米はおいしいので、結構よそへ売って、商品化をして、それで外貨を稼ぐというような形にもなっておりますので、それぞれの、もう少し自給率を上げていくという点については、努力が必要かなとも思っております。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 私のほうから食料自給率の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、町としての食料自給率が、どのようになるかという当たりについて、試算を持っておるかということでございます。全国町村会のほうからは、かなり詳しい試算データをいただいております。

りますが、非常に計算方法が複雑でございまして、簡単に自給率が計算ができるというようなものではございません。したがって、TPPに参加した場合、食料自給率がカロリーベースでどれぐらいに、与謝野町の場合はなるかというあたりの数値は把握してないということが実態でございまして。

ただ、はっきり言えますことは、この食料自給率は米がほとんど今、国内産の米で賄っておるという中で40%という食料自給率でありますので、与謝野町の場合、まさに農産物の中心は米でございまして。これがTPPにより外国産の米が大幅に入ってくるということは、確実に低下をしていくということでございますし、この農水省が試算しております14%という数字があるわけですが、これをさらに下回ってくるということで、自給率は、そういうような状況になるんではないかというあたりを想定をしておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後にですね、今お話がずっとあったように、あれですね、TPPのひどさがだんだんわかるにつれてですね、JAの全国農協協同組合中央会なんか非常に今ね、頑張っておるんですが、京都はちょっとね、ちょっと頑張れないんですね。いろんな事情があるようで、どうもね、なかなか活気がないらしいです。反対が、全国がもう立ち上がってね、大集会をやっているんです。京都はちょっと元気がないようです。

ともかく、ここはですね、もう選挙ではもう、反対という候補者に入れなさいという話まで出しておるというぐらいですから、かなりいろんな文書を僕も読ませてもらったんですがね、そのコメント。物すごい腹を立ててますわ。どうするつもりだと、考えられないということで、皆さん言ってます。また医療団体の日本医師会もそうなんですわ。日本医師会も全組織を上げて頑張るということで決議も再三やっておりますし、それからまた、あれですね、先ほど、町長のほうにも話を申し上げておると思いますが、全国町村会も非常に頑張って、都道府県もそうですし、知事会ですね、こういう自治体組織も非常に声を上げてきているということです。そういうことを、私は町長としても、もっとももっといろんなところに声をかけるといいますかね、訴えていってほしいなというふうに思っています。

これはもう終わりますが、日本共産党は、もちろんTPP参加には断固反対だということを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

2点目の庁舎問題について質問します。

幾つか、まず、初めにですね、幾つか町長から答弁をいただいて、この部分でもう一度確認の点をしたいと。町長に一つ目の質問のですね、庁舎のあり方を決める場合に二つの課題があるんではないかという点で、住民参画の問題と、住民サービスの問題ですね、これの問題であります。初めの住民参画をどう具体化させたのかという点を再度、答弁願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に、住民参画という件につきましては、いろんな戸惑いやら、あるいは不満があったかと思いますが、やはりいろんなことを起こす前には、住民の方が、どういうことを考えておられるのか、まず、聞かせていただきたいと、それには、ただ単に聞くのではなく、大事なことから、一定の町の考え方をお示しして、それに対していろんな意見を聞かせていただきたいという意味で、検討委員会の前に住民の皆さんに説明をさせていただいて、それをも

って各24区回って住民の方の意見を聞かせていただきました。

できるだけ多くの皆さんの意見が聞きたいということで、そういう方法をとらせていただきました。その中で、非常に、もうこのたたき台が全て決まったというふうに捉えられた方が多くあったということについては、私のやり方がまずかったのかなと思いますけれども、真意はそこでして、いろんな意見はありましたけれども、大変多くの方が、この庁舎問題については、いろんな角度から意見を述べられたり、あるいは意思表示をされたりといったことがありましたので、そういった意味では、やり方は、まずかったかもわかりませんが、多くの方の参画がいただいたんではないかというふうに思っておりますし、そうしたものをもとに、今後どうしていくかということをもう一度やはりきちっと議論をしていく必要があるというふうに考えております。

そうした意味で、決して無駄ではなかったというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長は、私の次を読んで答弁をされたようなことになってましてね、頭ちょっと混乱しているんですけども。今、関係はあるわけですけども、ちょっと町長が、そういう答弁をされたんで、私の知り得る情報の一つだと思っているんですが、今、町政懇談会の話で町長がされたんで、この住民参画も含めてなんで、その町民懇談会のことを聞いてみますとね、実はこの間、懇談会、終わってから、かなり時間たつわけですし、そういう話を意識的に、僕、私の知人に、ずっと岩滝のほうを回ったんです。

かなり多くたって20人も30人にも聞いたわけではありませんけども、それなりに聞いてみるとですね、確かに岩滝は厳しい批判があったと、私もね、今言ったように何人か聞いたわけですけども、そのほとんどの方が、こういうふうに言ってるんですね。本庁がなくなるだけでなく、役場自体がなくなるのは納得できんと。きちっとした役場を残してほしいというのが我々の声だというふうにおっしゃってるんですね。ほとんど共通してました。もちろんいろんな話を聞いていると、いろんな意見の人がいるということはわかってるんですが、そういう方が、私が出会った方の中では圧倒的に多かったと実感しています。それはそれでいいんですけども、もう一回話を戻してですね、私は今、住民参画をどうつくるかという問題は、私は以前からずっと、このことを取り上げて、野村議員とも取り上げたりしてきたわけですけども、大事なことは、それをつくっていかうと思うと、住民自治組織も、おのずと必要になってくるんですね。そういうことがなければ自然発生的に住民参加は生まれてこないというふうに思います。

本当の質の高い、そういう町ぐるみでやっぺいこうなんていう組織はなかなかつくれない。だから、私は実践的に、やっぱり住民組織もつくってやっぺいこう必要があると、町長は区長の皆さんにお願いせないかなというような意見をお持ちですが、私は、今の区長の仕事のね、区長さんの仕事を消化するに当たっては、私はかなりのハードルが高いもんがあるというふうに思っています。私はそうであっても構わんと思うんですよ。がっつと崩した言い方をすると。

ただ、今言う、そういう視点がね、きちっと持たないと、結局、昔ながらの自然発生的な自治組織になってしまうと、自治組織と言ったらおかしいですね。区の組織になってしまうということなので、情勢は、そういうことを待ってくれない。今、既にそうですよね。災害の問題が起きたと、高齢化が進んできていると、私はあんまりこういうことを言いたくなかったんですけどね、だけど、事はそういうことの認識が現実社会の中で、制約条件に来てると、我々に選択肢を迫ら

れてきてると、だから自治組織がいるのではないかということなんです。ここで申し上げたのは、一つ目の点は、課長、そういうことです。

時間がありませんから、もうあれしませんが、幾つかあったんですけども、それはいいにして、最後だけちょっともう終わりたいなと思ってますので、二つ目の大きな、二つ目のあれです、三つ目になりますか。新しい本庁舎の建設ということが、いろんな町民の中でもいろいろと出ています。そのことは先ほど言いました。この将来的にといい条件つきがね、多くの場合、その人らもよくわかってお金がないというふうなこともよくわかって、条件つきということ言われているわけですが、町長は、この将来的にといい言葉をどのように理解されているのか、どうあるべきなのかというあたりがわかれば伺っておきたいなというふうに思うんですが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特にどう考えているということはありません。

今、先ほども申し上げましたけれども、将来のことは将来のこととして、今、預かっております私の果たすべき役割は、今すぐにでも取り組むべきところを検討委員会でお示しがされました。ですから、まずは、そこをきっちりやっていこうというふうに思っております。

それとても簡単に、本当に1年でできるのかなと、機構改革、あるいは、その庁舎を閉めていくということについて、非常に1年でも厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、それらの道筋を、まずつけていくと、そのことによって次のステップが見えてくるんじゃないかというふうに思っておりますので、今、私のやるべきことは、そこだというふうに思っております。将来的なことについては、今後の将来に向けての、そうした検討は、それはもうご指摘のあるように、住民の方や行政、また議会も含めて、町民的にといいいますか、町内全部でやはり考えていく必要があるというふうに、議論していく必要があるというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう終わる予定だったんですが、町長の今のお話を聞いて、僕は基本的に、それは間違いだと思ってないんです。ただ、今言うように、さっきも言いましたけど、一番大事なところは、最大の問題という言い方を僕しましたけど、ここのね、ソフトと言いますか、マインドですよ。町民的なマインドの問題だと思うんです。町民的な意識を、いわゆる町政に向けてくる、ここの手法は、結局、自治組織、協働をどうつくっていくかという、具体的な、このアクションにかかっていると思うんですよ。だから、そこが私は今でも遅い、やられてないと言ったほうがいいんかもわかりませんが、そこをしっかりと意識的に取り組まないと、情勢からおくれているのではないかと心配をしています。終わります。

議 長（赤松孝一） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時45分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じます。

一般質問を再開いたします。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、産業振興について、また、自転車道についての2点を質問させていただき、町長のお考えをお聞きいたしたいと考えております。

まず、一つ目の産業振興についてであります。我が国の経済状況は、10月から12月の期において、日中摩擦の影響やエコカー減税の終了も影響し、引き続きマイナス成長の傾向にあると、日本総研はホームページ上で発表しております。また、消費者物価は電力料金の引き上げによる指数は上がるものの、デフレ圧力が根強く残る見通しであるとの見解で、依然として厳しい不況になかなか歯どめがかからない状況で、しばらく続くのではないかと感じております。

現在、行われております衆議院選挙でも、原発や消費税と同様に景気回復の大きな争点として上げられ、各党、各候補が、それぞれの政策を訴えられております。この不況は、当然、地方でも同じ、いやそれ以上であり、この丹後地域でも与謝野町でも非常に厳しい現況に変わりはありません。

先般、開催いたしました議会懇談会の中でも、参加された多くの方が景気に関する事、産業振興に関する事、また、町の活性化など、質問やご意見も多く述べられました。当町では、第1次総合計画の中で、伝統を生かし、未来にチャレンジする産業づくりを基本目標に掲げ、平成22年には当町の産業経済状況を踏まえ、住民、事業者及び行政が、それぞれの立場からともに共通の目標に向かって産業振興に取り組む指針として、産業振興ビジョンが策定されました。

また、同年には、そのビジョンの具体化を図る組織として、町内の経営者や経済団体の方たちで構成された産業振興会議が設置され、その延長線上に京都府内では初となる中小企業振興基本条例の策定にも取り組まれ、本年4月に施行がなされました。現在は、産業振興会議のメンバーに新しい方も加われ、この条例を、どう町の産業振興に生かすべきかを、忙しい合間の中で何度も会議を開かれ頑張っていたいただいております。

私は、議員になる前には、地元の商工会に約12年勤務させていただいておりましたので、この分野のことについては、専門的にも多少なり勉強をさせていただいておりますし、経験の中からの持論も持っております。今回は、そういった私なりの考えも述べさせていただきながら、質問をさせていただこうと思っております。もちろん、私個人の考えでありますので、あくまでも一つの参考意見としてお聞きいただければと思います。あらかじめご了承をいただきますようお願いいたします。

一つ目の質問であります町長が考えておられる産業振興とは、特にその中でも地域産業について、観光について、企業誘致についてのお考えをお聞かせいただきたくご答弁をお願いします。

私は、地域産業について、次のような考えを持っております。まず、地域産業の中核である地場産業、すなわち織物業では、従事される方の高齢化が進み、着物の需要が減り、流通形態も変化し、工賃は安くなり、生産制限も厳しくなり、ますます取り巻く環境は厳しさを増す一方であると理解しております。そういった中で、生き残りをかけて織物の技法や染色にこだわりを持ったオリジナルのブランドや商品づくりをしながら一生懸命に頑張っておられる企業や個人もあると思っております。もちろん、そういった取り組みは大切であり、伝統産業を守っていくことが重要ではあると思っておりますが、一方で、着物イコールちりめん、織物イコールちりめん、ちりめんイコール着物という観点から、少し離れた目線で、今あるものに何をプラスすれば何にな

るのかというような考え方で発想することも大切ではないかと感じております。

異業種間交流の間での発想の中で、織物業が果たせる役割を見つけ出したり、時代や消費者のニーズに織物という技術をどう生かせるかという取り組みも必要ではないでしょうか。例えば、綿織物で有名な岡山県倉敷市では、もともと足袋の生産が中心でありました。戦争中には、その丈夫な生地を生かし、軍服の生産が行われ、その後、その技術を生かして、学生服の生地が織られるようになったと聞いております。しかし、学生服は年間の需要数がある程度決まっており、また、子供の減少や、私服での学校もふえ、生産数も減少し、新たな商品開発としてジーンズが織られ、今では国内でも有数の産地として根強い人気を誇っておるということです。

一方では、多くの繊維関係の企業を引き込み、地域と企業が一体となった商品開発を進め、従来の綿織物にグラスファイバー繊維を織り込んだ生地を開発し、キャンプなどで使用されるテントだとか、リュックサックなどの商品も開発されているということです。こういった取り組みが企業と行政が一体となった産業振興であるのではないかと考えております。また、農業においても、一部先駆けて取り組んでおられる企業もごさいますが、商品のブランド化や販路開拓、またオーナー制など、単なる農業ではなく付加価値がつけられる取り組みなどを進めることが活性化に向けての課題ではないでしょうか。

観光については、議会でも何度かの質問もあり、丹後地域でも観光消費額が他の市や町に比べ非常に少ないなどという意見もあったように記憶しております。私の考えます当町の観光は、まず、大きな問題点として、受け皿となる宿泊施設や飲食施設が近隣の地域に比べて少ないという点です。観光客が求める第一の条件、それは、もてなしだと考えております。その地域のおいしいものを食べて、ゆっくりとくつろげるところに泊まり、その中で地域の風景や文化、また伝統、産業などを見て回る、それが観光であると誰もが考えるのではないのでしょうか。当町には、多くの観光資源や魅力はごさいます。主として当町に誘客することを考えていくのではなく、丹後に来られた観光客をいかに当町に引き込んでいくかという考えで取り組みを進めていくことが大切であると考えます。

現在、一人当たり1,000円以下の当町の観光消費額を、いきなり宮津市や京丹後市の3,000円以上の消費額にすることを目指すのではなく、100円でも200円でもふやすことを考えることのほうが大切ではないでしょうか。町に来られた人のニーズを理解し、産品販売や地元飲食店との連携を図り、ご当地グルメやB級グルメなどのメニューをつくったり、体験農業などの促進も、効果は大きいのではないのでしょうか。まず、当町の置かれている立場や状況をしっかりと把握し、役割に沿った観光振興を進めていくべきではないかと考えております。

企業誘致については、産業振興だけでなく、地域の抱える課題の一つである若い世代の人口減少にもつながっていく雇用問題ということがごさいます。与謝野町でも、雇用対策の取り組みには各種補助金制度などの取り組みをしておられますが、地元企業には限界があり、新たな雇用を生むことはなかなか難しいのではないのでしょうか。企業を誘致することは新たな雇用を生む大きな役割の一つであると考えます。合併して6年半が経過しましたが、新たな企業は、当町にまだ1件も誘致できておりません。何年か前の決算議会において、代表監査委員さんが報告の中で、企業誘致に取り組んだ実績を、次年度からは数字で上げるようにというような指摘がございました。翌年の決算書を見ても、実績はゼロということでした。

当町は、企業誘致に関しては、あまり積極的でないように感じております。しかしながら、先ほどにも申しましたが、新たな雇用を生み出す企業誘致は、積極的に推進していくべきではないかと考えております。それも、やみくもに何でも受け入れる体制をとるのではなく、業種を絞った企業誘致の進め方をすべきだと考えております。

例えば、地場産業の織物業と連携のできる繊維関連の企業を誘致する。また、農業に力を入れるのであれば、地域の産物を加工するような企業に絞って、地域と一体化できるような進め方を、そういった進め方が有効ではないかと感じております。

次に、中小企業振興基本条例について、地域や町民との連携、また、商工会等の団体との連携はどうなっているのか、また、どういった取り組みが進められているのかという質問をさせていただきます。

この条例は、本年4月に施行されましたが、中小企業の特性に応じた施策を町民、事業者、経済団体等及び行政との連携により一体となって推進することが基本方針でございます。すなわち、それぞれの立場の中で、それぞれの役割をしっかりと、それぞれが把握して、産業振興を進めようということが条例化したものでございます。

さきにも話しましたが、現在、産業振興会議では、いろいろな意見交換がなされ、条例が生かされるプログラムづくりが進められているようですが、現在、状況はどうなっているのか。また、町民が果たすべき役割は、どう理解を求め進めていこうと考えておられるのか。関係団体との連携は十分にできているのかなど、1年が経過しようとする中で、あまり見えてこないように感じております。私は、この条例が議会で審議されたときに、制定することが大事ではなく、制定された、この条例をどう生かして産業振興につなげるかということが重要であるという内容で賛成討論をさせていただきました。また、その中で、事業者への補助金ありきが優先される考えではだめではないかというふうなことも述べさせていただきました。現在の状況をお聞かせください。

産業振興の最後に町長は、どういったまちづくりを目指しておられるのかということをお聞きします。先般、議会運営委員会で、長野県小布施町にお伺いし、行政視察の研修をさせていただきました。テーマは、議会運営委員会ですので、通年議会について、また、政策立案、委員会制などについての内容ではございましたが、話の後半に観光や産業振興についてのお話も少しお聞かせをいただき、この町では観光にも非常に力を入れておられ、専門家をアドバイザーに招き、地域財産を観光資源に返還し、また、民間を取り込んで各家が、120軒でしたが、オープンガーデンという、家の庭を観光客に自由に見ていただくというような取り組みを進められ、町全体が観光のブランド化として、わずか19平方キロメートル、人口1万1,000人の小さな町に年間100万人の方が訪れるという話をお聞きし、大変びっくりしたと同時に、なぜ成功できたのかという疑問に対し、明確な答えが返ってきました。それは、町の活性化は考え方、人間性、実行力のすぐれたトップがいれば成り立つという町民の皆さんの言葉でございます。大変強い印象として、今もまだ私の記憶に残っております。与謝野町のトップであります町長のお考えをお聞かせいただきますようお願いいたします。

次に、自転車道について2点お聞きいたします。この自転車道については、何度も議会で照明の設置や安全対策等をお願いし、照明については少しずつ進めていただいていると理解しておりますが、さきの議会懇談会でも何人かの方にご質問いただきましたので、確認も含め現状につ

いてお伺いいたします。

1点目、現在の照明設置状況はどうなっているのでしょうか。また、今後の予定についてはどうなっているのでしょうか。

2点目、ごみが散乱したり、雑草が生い茂ったりと、安全に通行することが少し困難な箇所があるという各地区の方からの報告がございましたが、定期的な点検や管理はしっかりできているのでしょうか。また、京都府との連携体制はとれているのでしょうか。

以上の2点をお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお祈いします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員のご質問1番目、産業振興についての1点目、町長が考えておられる産業振興とはについてお答えいたします。

まず、地域産業についてでございますが、今この地域で頑張ってる事業を営んでおられる事業所の支援を行うことが産業振興につながるものというふうに考えております。現在の与謝野町産業振興施策について、制度の充実条件や要件の緩和、さらには新たな支援策の創設について、産業振興会議や担当課で検討を行っている段階でございます。

次に、観光についてでございますが、今日の観光スタイルは、従来の名所、旧跡を見る観光から、その町ならではの体験や文化に触れる、いわゆる体験型観光へと変化しております。したがって、従来の観光スタイルに加え、観光を切り口として、地場産業である織物業や染色、農業などの作業体験を通じて、観光客に対し町のPRや特産品などの販売を行うなど、地域産業の活性化も含んだ産業の観光化を目指し、それに付随した形で歴史・文化を語り、魅力ある観光地づくりにも取り組むべきと考えております。

続きまして、企業誘致についてでございますが、最近、長期化する円高や東日本大震災の影響、また、領土問題など、さまざまな要因により景気低迷の状態が長期化しております。機会あるごとに企業誘致に対する考え方を述べさせていただいており、受け入れたい気持ちは山々でございますが、京都府内、特に条件の厳しい北部地域での企業誘致は、誘致企業の事業拡大はまれにあります。新たな企業の進出は皆無に等しい状態でございます。

しかしながら、このような中でも京都府の産業立地課と連携をとりながら、情報の共有や、本年度は首都圏で実施されました企業誘致説明会へも参加し、大手金融機関や商社、企業などにプレゼンを行ってまいりました。また、毎年、実施しております町内の企業回りも引き続き行ってまいりたいと考えており、いろいろなご意見や要望などをお聞きし、吸い上げていきたいというふうに考えております。

若干企業誘致から話がそれるかもしれませんが、既に与謝野町内に進出させていただいております企業が、これからも与謝野町内で事業をしていきたいと思っただけのようなまちづくりを進めていくことが、これから進出しようという企業にとっても魅力的な町に映るのでないかというふうに考えております。

単に商工行政だけではなく、小さな町であるからこそ、地域のつながりや企業で働く従業員の方々が働きやすくなるような、福祉・教育施策も含めたまちづくりを進めていくことが、企業に

対する与謝野町のアピールになるのではないかというふうに考えております。

2点目の中小企業振興基本条例についてお答えいたします。議員ご承知のとおり、中小企業振興基本条例は、産業振興会議からの提言を受け、本年4月に施行したもので、事業者をはじめ町民の皆さん、経済団体、そして、行政が中小企業の地域社会や地域経済で果たす役割と重要性について共通認識を持つとともに、それぞれの役割について理解し、町ぐるみで地域循環型経済の構築を図ることを基本理念としています。

そこで、この理念を広く伝え、ご質問の地域や町民との連携体制について考える機会となるよう7月にシンポジウムを開催し、260人を超える方々にご参加いただきました。条例施行後の間もない時期の開催でありましたが、参加者アンケートでは、条例を私たちの暮らしに生かせるかとの問いに、約60%の方が思うとお答えいただくとともに、町民一人一人の努力や意識改革が必要、町民一人一人が同じ思いになれば動く、変わることができると思うとお声をいただくなど、条例に期待する声を多数お寄せいただきました。

一方で、このような一般の人にも聞きやすい講演会をたびたび開催して理解を深めていく必要があるとお声もいただいております。また、条例の推進機関として位置づけている産業振興会議においても、町民を巻き込んだ取り組みを検討していくとのもので、検討結果の提案もいただきながら、地域や町民の皆さんとの連携について検討してまいりたいというふうに考えております。観光協会や商工会等との連携については、条例を推進していく上で重要な担い手であるというふうに認識しており、商工会各部会や観光協会からは、産業振興会議委員をお世話になっております。また、担当課におきましても、商工会や観光協会とは意見交換を行っており、引き続き密に連携をとりながら、条例の理念に基づき、産業振興ビジョンや観光振興ビジョンの具現化を図ってまいりたいと考えております。

どういった取り組みが進められているかについてですが、産業振興会議では、条例の推進に向けた検討が始められており、条例の基本的施策、言いかえますと産業振興ビジョンの具現化については、その方策について、テーマを絞り込みながら、誰が、どのような手法で実施していくのかなど、具体的な議論を行っていただいております。

一方、行政側の動きとしましては、産業振興会議での議論や提案などを注視しつつ、条例第5条でうたっております町の責務を果たすべく、関係課で検討会を発足し、受注機会の増大・確保のあり方について整理・検討してまいりたいというふうに考えております。また、検討会の後とはなりますが、町内発注のあり方について共通認識を持つとともに、各種計画や施策に、条例の理念を反映させるため、職員研修を実施したいとも考えております。

3点目のご質問、最終的に、どういったまちづくりを考えておられるのかについてお答えいたします。本町の産業振興についての方向性や考え方を示したものが、まさに中小企業振興基本条例であります。この条例の基本理念に基づき、町ぐるみで中小企業の振興を図ることこそが、住民の皆さんの暮らしに豊かさをもたらすものとして、まちづくりの重要な指針と位置づけ、中小企業振興、産業振興により一層、取り組んでまいります。

次に、2番目の自転車道についての1点目、照明装置の進行状況についてお答えいたします。

自転車道のLED歩道照明事業は、1期区間として堂谷橋から加悦谷高校までの4,300メートルの整備を計画してございまして、平成23年度末で堂谷橋から山田小学校までの

1, 600メートルが完成いたしました。平成24年度では、山田小学校から国道312号までの500メートルが完了し、3年間で1期区間の約半分の2,100メートルが完成したところでございます。今後につきましても京都府と調整をし、進めていきたいというふうに考えております。

2点目の点検や管理体制についてお答えいたします。自転車道は、加悦岩滝自転車道線という府道でありますので、京都府が点検や管理をされており、土木事務所の道路パトロール班が定期的に点検されているのが現状でございます。近年は、ご利用される人が多く、それに伴って捨てられるごみの量もふえてきています。こうした中、沿道の住民の方々、加悦谷高校の生徒や町職員組合による清掃活動が実施されており、環境美化にご協力をいただいております。

ごみについては、ご利用される皆さんのマナーの問題であるというふうに思いますが、今後もふえていくようでありましたら、看板の設置など、丹後土木事務所と協議していきたいというふうに考えております。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 産業振興につきまして、いろいろとご答弁いただきました。そういった中で、条例を生かしたまちづくり、そういう中で産業振興を進めていく、その条例の基本は、それぞれの立場の中で何をすべきかを明確に、それぞれが把握して、それぞれが役割を持って取り組んでいくところにあると考えております。

行政がすべき役割というのは、非常に大きな部分の一つである、もちろん産業振興につきましては、地元企業の方、町民の方、それぞれの立場の役割は、それぞれの重さで大事ではございますが、行政がすべき役割というのが大切であると考えております。そういった中で、行政がすべき役割、また、行政にしかできない役割という分野があるのではないかと考えております。産業振興会議、私も一回、ちょっと議会懇談会があったので連続して参加をさせていただきませんでした、傍聴をさせていただきました。

そういった中で、産業振興施策の実績も資料として配られておりました。ここに、手元にもございますが、数字を見てみますと、なかなか、例えば雇用促進、奨励事業補助金、実績としては17名の12件、これが23年度。それから、22年度が15名の10事業所といったような、件数にしたらちょっと寂しいかなと、織物技術革新支援事業については、23年度からの事業でございますが、9件。また、観光振興事業につきましては、23年度が5件、22年度が8件といったように、非常に一けたというような、せつかく町の担当者の方が、こういった支援事業をしていくべきではないか、産業振興に行政としてのかかわりを持っていくべきではないかと、こういった施策を打っていただいておりますのにもかかわらず、こういった数でございます。あまり成果が直接あるのではないのではないかな。また、これは逆に情報の提供が不十分ではないのかなというふうに感じますが、その辺は、町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろんな原因があるでしょうし、そのことについて今の段階で一つずつ分析はしておらないというふうに思います。

実質の、そうした少ない取り組みでいかなものかということですが、やはりそれらの

ことについて、やってみよう、あるいはそれを使ってでも今の現状を何とか打開していこうという、そういう気持ちになっていただくことが、まず大事かなというふうに思いますので、十分とはいかないまでも、商工観光課のほうでも、いろんなビラを出しましたことにつきましては、それぞれいろんな場所に出かけていって、説明もさせていただいておりますし、特にとりわけ商工会のほうでも、十分その中身については、よくご存じだというふうに思いますので、それらのところでも、やはりこういう施策がある、こういう補助がある、あるいは、こういった取り組みがあるというふうなことを、どんどん宣伝といいますか、熟知させていただいて、一人でも多くの方が、それによって活性化が図れるような道筋を、ぜひ商工会のほうにもお願いしたいというふうに思いますし、我々のほうも、それらについて、もっとPRをしていく必要があるかなというふうに改めて、その数字を見た限り、そういう感じを持たせていただきました。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 2回目の質問の冒頭に、行政がすべき役割とは何か、その中で、行政がすべき役割という、最初にお話をさせていただきました。なぜ、この質問をしたかと言いますと、町内のある事業所の方が、この方は新しく製品をつくられて、今、一生懸命販売をされておられる方ですが、産業振興施策の中の施策が、いろいろとあるということは聞いとるが、京都府、またほかの市町村に比べて与謝野町の担当者の人は、こういったものを使われたらどうですかとか、こういったもんがありますよとか、そういった積極的なPRが全くないというご指摘でございました。

私は、担当者の方が一生懸命やっていたとおもいますが、やはりそういうお言葉が出てくるということは、京都府より、まだ足りないものがあるのかなと、そういった産業振興施策をせっかくだつくられたのに、有効に使っていただく役割が、まだ行政にはできていない部分があるのではないかなと、その部分をしっかりと受けとめていただかなければ、次の、この中小企業振興基本条例を生かした産業振興というのは、つながらないのではないかなというふうに感じております。

それから、ご答弁の中で、商工会との連携の中で、商工会も、そういったことを理解していただいておりますので、商工会のほうにも情報提供をしてほしいと、もちろん商工会にも果たすべき役割の中に、そういうことは含まれていると思っております。しかし、産業振興が積極的に進められている行政では、商工会との懇談会は週に1回、10日に1回というようなペースで、常に連携を取り合いながら、その現在の状況をしっかりとお互いに把握しながら、産業振興というものが語られております。当町は、多分、月に1回あればいいほうではないかなというふうに感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 行政のすべき役割の中で、今、家城議員のほうからございましたけれども、そうした制度や、そうしたものを広くPRし、紹介するというのも、これは一つの仕事かと思えますけれども、それ以上に、それらに至る制度をつくるか、あるいは、そうした業者の方たちのニーズに対して、どのようなお手伝いができるかを考えていくのが、ある意味、行政の役割ではないかと思っております。

こういった制度があるということは、もちろん商工会においでになったんで、おわかりかと思えますけれども、商工会のほうにも十分説明をさせていただき、また、商工会のほうからも職員

さんが出てきて、やはりそれらのことについて、まとまってトップ同士が話しますのは年に1回、2回ぐらいですけれども、課としては商工会との連携を密に行っているものと思っております。

そうした意味で、企業の果たすべき役割も、ここではどこが悪い、どこがあれだということではなしに、個人の方も、やはりそういう情報を知りたければ、自分から出向いて、商工会なり町へ行ってお聞きになる、それがまた、個人としての役割でしょうし、それぞれの、そうしたことが、まだ十分行き渡っていないところに問題があるというふうに思いますので、そうしたものについては、今後、取り組み方について、何回も申し上げますけれども、中小企業振興基本条例を一つの町ぐるみで取り組むべき大きな柱として、まちづくりの柱として置いている我が町でございますので、それらが十分に連携をして、一つでも前へ行くように努力をさせていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 先ほど、最初も申しましたように、この条例を生かした産業振興をそれぞれの立場の中で、何をやるべきかを明確にする。そういった中で、行政がすべき分野について、今、質問をさせていただいております。

そういった中で行政がすべき役割の中に、やはり情報の収集と提供という部分が大きな柱の一つに入ってくるのではないかなと、商工会との懇談会も当然、必要ですが、先ほど行われました議会懇談会でも産業振興につながる、よいご意見をいただきましたので、一つご紹介させていただきますと、その方はソフトバレーボールを地域の生涯スポーツとして、もっと推進してほしいというような中で、全国大会まであったのかな、何か大きな大会があり、その大会に参加される方は1,000人ぐらいの単位になってくると、そういった中で、町のPRをされたり、物売りをされたり、それも一つの産業振興につながっていくのではないかなというようなご意見も言うておられます。

先ほど町長のご答弁の中で、7月にシンポジウムが開催され、多くの方が、この振興条例をご理解いただいたということは、私も参加をさせていただいたので聞いております。しかし、参加をされている町民よりも参加をされていない方の町民のほうが多いということです。

そういった中で、ただ単に会議を開いて来ていただく方に説明するだけではなく、いろんな方法で町民の方と懇談をする機会をつくったり、そういった取り組みをしていくことが、行政のすべき役割の一つになってくるのではないかなという思いでございます。

また、先ほど行政にしかできない役割という言い方をさせていただきましたが、私は各課間の意見交換というのが本当にできているのかなと、いつも疑問に感じております。9月議会の一般質問で、ご当地ナンバープレートの取り組みという質問をさせていただいたときに、答弁は税務課長の答弁でございました。これが産業振興という観点から見れば、商工観光課長、また、交通安全、まちづくりといった部分であれば企画財政、総務など、それぞれの課の立場からいろんな意見を出し合った中で答えが出てくるのではないかなと、これが行政にしかできない役割の一つになってくると考えております。

そういった考えは間違いでしょうか、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 決して間違いだとは思っておりません。ただ、それぞれの果たすべき役割の中で、

やはり行政の、先ほどもおっしゃいましたけれども、行政にしかできない役割があるわけですし、その中の一つに、家城議員は、これも入るんじゃないかということだろうというふうに思いますが、そういった考え方は広く皆さんのご意見を聞く中で、やっぱり取り組んでいく大事なことではないかと思えます。

しかし、何もかもというわけにはいきませんので、やはりそれぞれ役割分担の中で、そうした決め事をしていく、あるいは仕組みづくりをしていくというのが行政の役割だと思いますので、そうしたところで、いろんなご指摘はいただけたらと思いますが、また、それと同じく企業、それぞれの企業、あるいは商工会の果たすべき役割、観光協会の果たすべき役割、また、住民の方たちの取り組むべき役割というのを、やはりもう少ししっかりと町民の方たちに知っていただく必要があると思いますので、これは一回切りで終わりなんてことは考えておりません。これからいろんな機会を見つけて、やはりまちづくりの大きな基本になる条例でございますので、これは繰り返し皆さんに理解していただくように、また、そうした力を発揮していただくように努力をしていく必要があろうかと思えます。

また、それは議会も同じことだと思いますし、やはりいろんな、先ほども申しあげましたかもわかりませんが、議会の皆さん方も多くの町民の方に接しられる機会が多いわけですので、そうした中で、いや町は、こういう考え方でというふうなことを、やはり身近な方に適切に教えていただくということが、それぞれの役割を果たしていく、協力してまちづくりをしていくということにつながると思えますので、議会の皆さん方のご協力も、ぜひお願いしたいと思えます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） もちろん、そのつもりでありますし、そういうふうに、この産業振興をとらえております。

先ほどの各課の間での意見交換ができていないという部分で、先ほど勢旗議員の午前中の質問の中で、ちりめん街道のことがありました。そういった中で、産業振興会議の第4回の中で、ちりめん街道について、こんな意見がございました。

ちりめん街道で取り組みをしていく中で、染色センターの着物が、かなり残っていると、そういったものを活用して、例えば、着物着つけの体験だとか、着物姿で歩けるような観光振興をしていくべきではないかなというようなご意見がございました。こういったことも、一つは観光、一つは織物、同じ課にはなるんですけども、そういった中で連携をとりながらやっていく部分の一つではないかなと、そういった連携をまず、これはあくまでも当然、先ほど言いましたように、行政がすべき役割、行政にしかできない役割という、行政に今、限って質問させていただいておりますので、そういった分野も入ってくるのではないかなと。

町民の方は、いろいろなよいアイデアを持っておられて、我々が一生懸命勉強したことよりも、はるかにすばらしいことを突然ぽんとおっしゃるようなこともございます。そういったことも大いにお聞きになれる場所をどんどんつくられて、この産業振興を生かしていただくべきではないかなというふうに感じております。

時間がございませんので、中小企業基本条例について、一つ、二つお願いを、確認をさせていただきます。この中小企業基本条例につきましては、地元業者の役割を明確にした上で、地域にできることは地域で行うというような取り組みも趣旨の一つにあると理解しております。

最近、プラント、石川の亀山に以前出店のあれがございましたが、新たに動きがあるというふうに聞いておりますが、現況はいかがになっているでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） せんだって、どこの場面でしたか、報告をさせていただいております。それから進展はしておりません。また、広い意味で、この中小企業振興基本条例にかかわることかもわかりませんが、中小企業振興基本条例の中でも、そうした大企業に対する考え方が盛り込まれておりますので、町としては、その考え方に沿って進めてまいり。もし、そういうことがあれば進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 当町に大型小売店舗が必要であるのかないのか、それは私がどうのこうのというあれではないですが、例えば条例の中で、中小企業を守るような何か、ことができないのかな、また、この条例を活用すれば、例えば9月議会でも、こだわっておりましたが、建設業の発注に関しても幅が広がってくるのではないかなと、担当者の方は、そういうった部分も含めて、今後産業振興にいろいろと知恵を出していただきながら頑張っていたいただければと思います。

最後に、自転車道につきましては、皆さんが安心して通行できるような中で、京都府だけに任せるとは言いませんが、ときには町内の、課の方も巡回に回られて、こういったところを要望したほうがええん違うかなというような、できたら、ことをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日、12月11日午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集下さい。

おつかれ様でした。

（散会 午後 3時49分）